

カレント アウェアネス

Current Awareness

目 次

バーチャル国際典拠ファイル

- その試みと可能性 [CA1521] / 鈴木智之 2
- イラク図書館・文書館の戦禍と復興支援 [CA1522] / 安田浩之 3
- 英国公共図書館のビジネス支援ポータル [CA1523] / 桂まに子 4
- 電子資料の共同購入
- ニュージーランドのナショナルサイトライセンスEPIC [CA1524] / 柴田容子 ... 6
- 公共図書館における電子本の導入 [CA1525] / 疋田恵子 7

動向レビュー

- LibQUAL + TMの展開と図書館サービスの品質評価
[CA1526] / 佐藤義則 9
- DSpaceをめぐる動向 [CA1527] / 荘司雅之 12

研究文献レビュー

- 図書館と著作権問題 [CA1528] / 村上泰子 16

No.280
2004.6.20

編集/国立国会図書館 関西館事業部 図書館協力課
(京都府相楽郡精華町精華台6-1-3 TEL:0774-98-1448)
発行/(社)日本図書館協会
定価/420円(本体400円)送料120円
季刊/3月・6月・9月・12月 各20日発行

本誌は、メールマガジン「カレントアウェアネス-E」(<http://www.ndl.go.jp/jp/library/hp-cae.html>)と連携を
図りながら、図書館及び図書館情報学における、国内外の近年の動向及びトピックスを解説する情報誌です。
本誌に掲載された記事を長文にわたり抜粋して転載される場合には、事前に図書館協力課に連絡してください。

この刊行物は再生紙を使用しております。

CA1521 XXXXXXXXXX バーチャル国際典拠ファイル その試みと可能性

1. 背景

1990年代後半以降、典拠ファイルの共同構築・共同利用に関する世界各国での取組みは、めざましい展開を見せている。

1977年に発足したLC名称典拠ファイル(LC Name Authority File: LCNAF)の共同作成プログラムであるNACQ(National Authority Cooperative Program)は、ここ10年の間に飛躍的な成長を遂げ、今や419機関の参加館を擁する一大事業となっている。一方、EUでは、2001年から3か年計画でLEAF(Linking and Exploring Authority Files)プロジェクトがスタートし、ベルリン国立図書館を中心に、オーストリア国立図書館、スウェーデン国立公文書館など10か国15機関による、名称典拠ファイルの共有を目指した活動が続けられている。また、規模自体は比較的小さいとは言え、嶺南大学の主導のもと、香港で1999年から開始された中国人名・団体名典拠データベース構築プロジェクト、HKCAN(Hong Kong Chinese Authority (Name))も無視することはできない。

本稿では、こうした取組みの中でも代表的な事例として注目を集めている、OCLC、米国議会図書館(LC)、ドイツ図書館の三者による「バーチャル国際典拠ファイル(Virtual International Authority File: VIAF)」の構想を紹介したい。

2. バーチャル国際典拠ファイルの概要

バーチャル国際典拠ファイルとは、一言で言えば、各国の書誌作成機関等が作成した典拠ファイルの標目形(著者名、タイトル、件名)を相互にリンクさせることによって、世界規模での典拠コントロールを実現しようとする試みである。

リンクによる共有というコンセプトからも明らかのように、本構想では、同一実体に対する典拠レコードを一つに統合するのではなく、各国の作成した複数の典拠レコードを並列的に維持する、という考え方が採られている。LEAFとも共通するこの考え方は、各国の利用者の多様な言語・文字に根ざした要求に応えようとする基本姿勢に立脚している。

ある一つの著者に対する標目形は、多くの場合、それぞれの典拠ファイルにおいて用いられる言語や文字、形式によって異なっている。それらの標目形を一本化してしまうかわりに、各典拠レコードを相互リンクで結びつけることによって、書誌作成機関は各々の言語・文字・形式による典拠レコードを保持したまま、他の機関との典拠情報の共有を行うことができる。

この構想を実現するためには、いくつかのモデルが

考えられる。具体的には、Z39.50(CA1266参照)などのプロトコルを利用して各国の典拠ファイルを検索する分散モデル、各国の典拠ファイルからメタデータを取得してサーバに格納し、各ファイルに対する修正をその都度更新・反映するOAI(Open Archive Initiative; CA1513参照)プロトコル・モデル、中央の1つの典拠ファイルに他の全ファイルをリンクさせる集中モデル、などが想定される。このうちOAIプロトコルを用いたモデルは典拠レコードの維持管理という点で最も優れた方法と考えられており、後述するように、現在進行中の検証プロジェクトの主たる対象として想定されている。

また、各典拠レコードには固有のコントロール番号が与えられるが、この番号についても、OAIプロトコルを利用して各実体ごとに機械付与する方法が想定されている。

3. コンセプト検証プロジェクトの進行

こうしたバーチャル国際典拠ファイル構想の実現に向けて、OCLC、LC、ドイツ図書館の三者による「コンセプト検証(proof of concept)」プロジェクトが2002年から開始されており、2003年8月には三者による覚書が取り交わされた。

このプロジェクトは、まず第1段階として、典拠レコードの初期マッチングの自動化を検証する。バーチャル国際典拠ファイルが実現するためには、あらかじめ各国の典拠ファイルの既存レコードを同一著者ごとにマッチングさせておく必要がある。OCLCはこうした適切的なマッチングを機械的に行うためのアルゴリズムを独自に開発しており、現在、LCNAFの個人名典拠レコード(約3万8千件)とドイツ図書館の個人名典拠ファイルのレコード(約2万件)のマッチングを行いつつ、このアルゴリズムの実効性を検証しているところである。

このマッチングを1年かけて行った後、プロジェクトは次の段階に移行し、前述したいくつかのモデルのうち、OAIプロトコル・モデルを用いた典拠ファイルの維持管理手法を俎上に乗せる予定である。すなわち、第2段階ではそれぞれの典拠ファイルから得たメタデータを1つないし複数のサーバに格納し、第3段階ではOAIプロトコルを通じてメタデータの更新分を収集する仕組みを検証する。また、最終段階では、利用者の選んだ文字・言語で典拠レコードを表示する方法が検討されることとなっている。

4. バーチャル国際典拠ファイルのもたらすもの

バーチャル国際典拠ファイルに代表される各地での共同典拠作成プロジェクトの展開は、現在のわれわれの情報環境にどのような恩恵をもたらすだろうか。バーチャル国際典拠ファイルの推進者の一人、LC 目録政策・支援室長ティレット(Barbara B. Tillett)女史の主張に寄り沿いながら、このプロジェクトが持つ意

義について、以下に整理してみよう。

まず、典拠コントロールそれ自体の意義については、多言を要さないだろう。統制された標目は検索の一貫性を保証し、参照形の記録は検索の網羅性を保証する。典拠ファイルは目録情報のナビゲーションにおいて欠かせないツールであるが、典拠情報の共有の仕組みが構築されれば、各国の図書館はもとより、文書館、博物館、権利管理機関、出版社も、典拠コントロールの恩恵に浴することができる。

さらに一歩進んで、典拠ファイルは混沌としたウェブ環境に活路を開く、高精度の検索ツールとしても期待される。共有された典拠ファイルをサーチエンジンに組み入れる、あるいはウェブ上のレファレンス・ツールや情報資源とリンクする——そうした試みを通じて、ティレット女史の言葉を借りるなら「将来の Semantic Web」においては、共有された国際典拠ファイルが不可欠だと見ることもできよう。

また、典拠レコードの作成・維持管理は、目録作成業務の中でもきわめて専門的な、それゆえ非常に手間とコストのかかる作業であるが、複数の機関による典拠ファイルの共同構築には、こうした作業を省力化し、費用の節約に寄与するという側面もあることを付言しておこう。

さて、冒頭に述べた通り、典拠情報の共有という課題はここ数年の間に世界各地での共通の関心事として捉えられ、典拠作成作業の分担化に向けたいくつもの試みが同時に進行しつつある。こうした国際動向の下、国立国会図書館でも、昨年11月に開催された第4回書誌調整連絡会議の中で、国内の他の書誌作成機関と共同で「国の典拠ファイル」を構築し維持管理する「全日本典拠総合データベース」(仮称)の検討を進めることを明らかにした。日本における典拠データの統合に向けた最初の一步を踏み出そうとしている今、バーチャル国際典拠ファイルを初めとする世界的な典拠情報の共有の動きに、あらためて注目したい。

(書誌部書誌調整課: 鈴木智之)

Ref. Tillett, Barbara B. "A Virtual International Authority File". 日本語, 中国語, 韓国語の名前典拠ワークショップ記録. 第3回. 東京, 国立情報学研究所, 2002, 117-139.

Tillett, Barbara B. Authority Control: State of the Art and New Perspectives. Authority Control: Reflections and Experiences, Florence, 2003. (online), available from <http://www.unifi.it/universita/biblioteche/ac/relazioni/tillett_eng.pdf>, (accessed 2004-05-14).

VIAF: The Virtual International Authority File. (online), available from <<http://www.oclc.org/research/projects/viaf/>>, (accessed 2004-04-09).

国立国会図書館書誌部. 名称典拠のコントロール (第4回書誌調整連絡会議記録集). 東京, 日本図書館協会, 2004, 161p.

CA1522

イラク図書館・文書館の戦禍と復興支援

長期的なスパンで考えた場合、図書館資料の保存にとって最大の敵は災害であり、この中には人為的な災害ともいえるべき武力紛争も含まれる。武力紛争の際に、文化財を民族の文化的アイデンティティの象徴とみなして破壊したり、無政府状態に乗じて略奪するなどの行為が跡を絶たない。図書館や文書館も破壊・略奪の対象となることが多く、イラクにおける昨年の戦闘でも、多くの文化施設が被害を受け、文化財が破壊・略奪された。ここでは、イラクの図書館・文書館の被害状況と、ユネスコ等の国際組織や各国によるイラクへの支援についてまとめてみたい。

1. 図書館・文書館の状況

ユネスコは、2003年5月15日～20日(現地調査は17日から4日間)と6月27日～7月6日(現地調査は28日から8日間)の二度、イラクに調査団を派遣して被害調査を行った(E082, E091, E104参照)。また、米国議会図書館(LC)も同年10月25日から11月4日に専門家チームによる現地調査(E160参照)を実施している。

これらの調査結果⁽²⁾によると、首都バグダッドと南部のバスラ、北部のモスルの図書館・文書館の建物・設備は概ね破壊され、略奪を受けるなど被害が大きい。資料についても、例えばバスラの大学中央図書館のように、その大半が焼失または破壊された館がある一方で、イラク国立図書館や国立文書館(National Archives)等、イラク攻撃前に職員が館の封鎖や資料の移動等の対策を行った館では、その多くが無事である。また、バグダッドのイラク文書センター(Iraqi Centre for manuscripts)の資料もシェルターに隔離されていたため無事であるが、換気や温度・湿度の調節ができない等、その多くが悪環境下にある。また、安全が確保できるまで元の場所に戻せないでいる。

ユネスコの第2回調査に随行したフランス国立図書館のアルヌー(Jean-Marie Arnoult)氏は、現地調査を踏まえて、イラク国立図書館等の再建のために、建物・設備、資料、人材養成、行政・法制度の4点について提言を行っている。その報告書によると、イラク国立図書館の建物は、2003年4月の二度の略奪と放火のために状態がかなり悪く、かつ空調等の設備は不足している。1977年以降の共和制関連文書やマイクロフィルム等が消失したが、避難した資料の大半は無事である。しかし、乱雑な状態にある書庫の蔵書点検と破壊された目録の復旧が緊急に必要な状態にある。また、同館は戦前から資金難等で未整理の資料が多かったうえ、全国書誌も作られていなかった。今後は国際協力の輪を通して、失った資料を回復しコレクションを再構築しなければならない。人材面では、資料修復、

マイクロ化等の保存技術のほか、目録、コンピュータ等の幅広い分野の専門家が必要である。そして、サービスの質と人材の確保に財政面等で支援することが行政に求められる。

2. ユネスコ、国際図書館連盟 (IFLA) 等の対応

ユネスコは米国軍のイラク攻撃以来、その文化財保護を目的とした国際協力の呼びかけや、現地の情報収集、専門家の意見交換の場の提供に尽力している。2003年4月17日にパリで第1回イラク文化財保護専門家会合、4月29日には大英博物館で第2回会合を開催し、イラク国外への不法な文化財流出の防止、略奪された文化財のデータベース作成等について議論した。第3回にあたる国際会議は8月1日に東京で行われ、前述の調査の参加者やバグダッド博物館長がイラクの現状を報告し、専門家の議論を経たうえで今後の方針が勧告された。そこでは包括的な保存計画に基づいた博物館への設備・資料の供与、ニーズ調査を行うことによる図書館・文書館等の持続可能性の確保、文化施設等の警備強化などが盛り込まれている。

IFLA、国際文書館評議会 (International Council on Archives: ICA)、国際博物館会議 (International Council of Museums: ICOM)、国際記念物遺跡会議 (International Council on Monuments and Sites: ICOMOS) の4組織で構成されるブルーシールド国際委員会 (International Committee of the Blue Shield: ICBS) はIFLAのホームページで、現地の状態やその支援の動き等を日付順に掲載している。2003年の世界図書館・情報会議 (第69回IFLA大会) ではアルヌー氏の報告を踏まえて、イラク問題へのIFLAの対応が議論された。結果、IFLA評議会は各国政府に対するイラク図書館等の情報基盤の復旧支援と、イラク文化遺産の不正取引防止の要請等を決議した。

ユネスコやIFLAのこうした動きに呼応して、各国の政府や組織も具体的な取り組みを開始している。日本はイラクの教育支援と文化財保護支援に各100万ドルの拠出を決定した。また2004年3月に、日本とフランス両政府は協同でイラク国立博物館と国立図書館の再建に協力することで合意した。英国図書館・情報専門家協会や英国図書館、米国図書館協会等もイラクの復興支援を表明している。

3. おわりに

国立クロアチア公文書館のパンディッチ (Miljenko Pandžić) 氏は、自らがクロアチアで武力紛争に巻き込まれた経験をもとに、武力紛争に備えて取るべき対応として、(1)所蔵目録の整備、(2)資料の重要度に基づいた資料救助の優先順位の検討、(3)避難・疎開の計画、(4)国際的な合意による文化財破壊への抑止力の構築、が必要であると指摘している。イラクの文化施設の被害状況に関する調査結果からも、これらの対策の有効性と必要性が示されているように思われる。

武力紛争時の文化財保護を図るための国際条約として、ハーグ条約 (E192参照) 等があるが、イラクでの戦闘を含め、頻発する武力紛争に対して十分な実効性を発揮しているとは言い難い。今後は、各館レベルでの備えはもちろんのこと、国際的に文化財の破壊を抑止するための実効性ある制度の整備が求められるのではないかとと思われる。

(関西館資料部文献提供課: ^{やすだ ひろゆき} 安田浩之)

(注)

UNESCO. Report on the situation of cultural heritage in Iraq up to 30 May 2003. UNESCO, 2003. (online), available from <<http://www.ifla.org/VI/4/admin/unesco300503.pdf>> (accessed 2004-04-05).

ユネスコによる第1回イラク文化遺産調査団の報告書。日本から調査に加わった松本健氏の報告が『図書館雑誌』97巻8号 (2003年) に掲載されている。

Arnoult, Jean-Marie. Assessment of Iraqi cultural heritage Libraries and archives. UNESCO, 2003. (online), available from <<http://www.ifla.org/VI/4/admin/iraq2207.pdf>>, (accessed 2004-04-05).

ユネスコによる第2回イラク文化遺産調査団報告書。

Deeb, Mary-Jane. et al. The Library of Congress and the U.S. Department of State Mission To Baghdad. Library of Congress, 2003. (online), available from <<http://www.loc.gov/rr/amed/iraqreport/iraqreport.html>>, (accessed 2004-04-05).

LCの専門家チームによるイラク国立図書館と文書館の調査報告書。

Ref. 松本健. イラク戦争と文化施設. 図書館雑誌. 97(8), 2003, 506-508.

小川雄二郎. “第4章 戦争・紛争を考える”. 文書館の防災を考える. 東京, 岩田書院, 2002, 39-45.

The International Committee of the Blue Shield (ICBS): Iraq. (online), available from <<http://www.ifla.org/VI/4/admin/icbs-iraq.htm>>, (accessed 2004-04-05).

UNESCO and Iraq. (online), available from <http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=11178&URL_DO=D_O_TOPIC&URL_SECTION=201.html>, (accessed 2004-04-05).

CA1523 英国公共図書館のビジネス支援ポータル

米国の公共図書館におけるビジネスサービスが日本に紹介されて以降 (CA1224, 1286参照), 我が国でもビジネス支援図書館推進協議会が発足し, 同協議会の事業・普及活動を通じて「ビジネス支援サービス」を新サービスに掲げる公共図書館が一部登場し始めている。ただし, 図書館による積極的なビジネスサービスの傾向は見られるものの, 図書館が地域のビジネス情報の窓口 (ポータル) として機能する段階にはまだ達していない。本稿では, 英国公共図書館におけるビジ

ネスサービスの状況を把握するために、バーミンガム中央図書館のビジネス情報部門「ビジネスインサイト (Business Insight : BI)」が管理・運営するビジネス支援ポータル“Best for Business”を紹介する。

1. ビジネスインサイト

英国中部 (ウェストミッドランド州) に位置し、18世紀には産業革命の一翼を担った英国第2の大都市であるバーミンガム市は、1992年にブックスタート (CA 1498参照) を開始した都市としても有名である。現在同市が抱える重要課題は、1970年代からの不況の打撃を受けて低下した地域経済の再生を図ることであり、近年は電気通信、金融、観光などの産業が振興され、産業構造のソフトサービス化が進められている。地域経済の活性化に伴いビジネス情報の要求が必然的に高まる中、バーミンガム中央図書館でビジネスサービスを担当するBIは、利用者ニーズを考慮したサービスの再編成に着手した。BIの新たな試みの1つとして、有用なインターネット上の無料ビジネス情報源にアクセスを提供するウェブサイト“Best for Business”が目目されている。

BIのサービスは1919年にバーミンガム市の商業図書館で開始され、戦後の経済再生を今日まで支援してきた歴史をもつ。しかし、近年見られるインターネットの急速な普及と、図書館における最新のビジネス情報源の不足が影響し、BIの利用者は一時期減少する。特に、1997～2002年にはレファレンス件数が以前に比べて60%も低下するという事態に陥り、サービスも縮小傾向にあった。このような危機を打開するために、BIのスタッフは2002年からサービス・アプローチを市場主義的でビジネスライクなものへと転換させた。BIが設定するサービスの主要な目的は、(1) バーミンガム市内の創業促進と雇用創出を支援すること、(2) ビジネス情報をより広範なコミュニティに関連づけること、(3) 経済再生に貢献し、図書館のサービスおよび施設利用を増大させるために地域の関連企業とのパートナーシップを築くこと、(4) 限られた予算内で持続できる新しいサービスを考案することである。再編成されたBIのサービスは、「ビジネス情報」というメインカテゴリーが細分化され、市場調査、会社情報、統計、創業、信用調査、輸出入、規制のようにサブカテゴリーごとの具体的な内容になっているのが特徴である。中央図書館内のBIコーナーは毎月20,000人に利用され、約10,000件のビジネスレファレンスが寄せられている (2003年11月現在)。

2. ビジネス支援ポータル: Best for Business

BIはインターネットを用いた情報提供にも積極的である。バーミンガム市が所属するウェストミッドランド州は14の地方自治体から形成され、州政府の図書館情報サービス課のもと、各図書館はパートナーシップを結び、教育・文化・ビジネス支援に必要な情報源

を広く提供するためのプロジェクトを戦略的に推進している。BIが管理・運営する非営利のビジネス支援ポータル“Best for Business”もその一環として構築されたサイトであり、欧州地域開発基金 (ERDF) の出資によりウェストミッドランド地域の経済的な見通しを改善するために計画された“InterallProject”の成果である。第1段階の2001～2003年には、バーミンガム、コベントリー、ソリハルなど州内7都市の図書館が、中小企業向けに無料のビジネス情報を提供した。さらに、ビジネス情報専門の職員が雇われ、地元のビジネス・コミュニティとの連携強化、顕在/潜在ニーズの発掘、“Best for Business”の構築がなされた。同サイトは2002年よりBIの管理下にある。

“Best for Business”は、インターネット上に存在する無料のビジネス情報源へのアクセスを豊富に提供し、図書館コミュニティのもつ広範な知識を活用しながら州内のビジネス、ビジネス顧問、図書館を支援し、ウェストミッドランド地域のためのビジネス支援ポータルとなることを目指している。具体的には、インターネット上にビジネス情報を公開しているサイトへリンクを張り、ビジネス情報 (創業、ビジネスアドバイス、購買、電子商取引、雇用問題、経営、助成、法規制、特許、不動産、営業、貿易他)、会社情報、ビジネス研修関連情報、入札情報、地域内のビジネス顧問リストなどを提供している。その他、競合他社、国内外の経済事情、雑誌記事、マーケットリサーチ、中小企業などに関する情報検索やサイト内検索ができ、質問フォームを使用すれば専門家に直接質問することも可能である。情報の品質と適合性を保証し、利用者が望むサービスを常に保持するために、サイト内の情報源は情報の専門家および専用のソフトウェアによって監視・評価される。

3. 自己資金運用によるビジネスサービスの維持

BIの主要資金はバーミンガム市から提供されるが、BIが運営する非営利サイト“Best for Business”については、サイトの管理、職員の給与、既存のビジネスサービスの維持、さらなる開発の創造のために必要な資金の多くを自己資金で運用する仕組みをとっている。ここでの運用益は有料サービスやプロジェクトの収入であり、最近加わった「Company Formation (会社設立情報)」「Creative Insight (知的財産サービス)」などの新規サービスもBIの自己資金で賄える範囲で設計された。また、BIは民間機関だけでなく自治体の各課や他の図書館などの公共機関に対しても定額制のサービスを開始し、官民間問わず持続性のあるビジネスサービスを一貫して提供しようと試みている。

4. おわりに

以上のように、BIはビジネス情報を必要とする地域のニーズに応えるために、サービス内容の細分化とインターネットを用いた現代的なビジネスサービスの

強化を実践している。BI独自のビジネス支援ポータル“Best for Business”は月間のサイトアクセス数が70,000件近くあり(2003年11月現在)、図書館による公的なビジネス情報サイトとして英国国内での評価も高い。多くの利用者に支持されるサービスを提供するには、顕在/潜在ニーズの的確な把握と、ニーズの変化への柔軟な対応が求められる。公共図書館主導のビジネスサービスを行なうBIが、英国の地域経済再生に向けてどのような戦略を今後展開していくのか注目される。

(東京大学大学院教育学研究科：桂^{かつら}まに^こ子)

Ref. Birmingham City Council. “Business Insight”. (online), available from <<http://www.birmingham.gov.uk/businessinsight.bcc>>, (accessed 2004-04-01).

Business Insight. “Best for Business”. (online), available from <<http://www.bestforbusiness.com/index.htm>>, (accessed 2004-04-01).

Prosser, Catherine. Getting down to business. Update. 2(11), 2003, 42-43.

Black, A. et al. Understanding Community Librarianship. Ashgate Publishing, 1997, 173p.

CA1524

電子資料の共同購入

- ニュージーランドのナショナルサイトライセンスEPIC -

ニュージーランドの図書館が共同で電子資料を購入し、すべての国民に提供する、という事業EPIC (Electronic Purchasing in Collaboration 旧称PER:NA Purchasing Electronic Resources: a National Approach) が2004年3月始まった。参加できる図書館は、大学図書館などの研究図書館だけでなく、学校図書館や公共図書館、企業図書館のほか情報関連機関など、多岐にわたる。すべての図書館に役立つ電子資料を調査の上、選定し、パッケージ化することで、参加図書館はパッケージ化された電子資料すべてを利用することができる。各図書館は、規模等を考慮して設定された価格表に基づいて、費用を分担する。内容面では、伝記や参考図書、郷土資料が充実している。

EPICは、国立図書館戦略諮問委員会 (Te Puna Strategic Advisory Committee) が国立図書館の支援部門 (Te Puna Support) に電子資料購入コンソーシアムを計画するよう勧告したことに端を発する。国立図書館 (National Library of New Zealand: Te Puna Mātauranga o Aotearoa) と各種図書館関係者で構成されるこの委員会は、国立図書館が提供するサービスの方針や基準を勧告し、また、国立図書館とニュージーランドの図書館界とをつなぐ役割を果たしてきた。当初、電子資料を目録化する際の書誌事項や

所蔵に関する記述の問題について議論があったところへ、2001年ごろからは、ナショナルサイトライセンスへの関心も議題にのぼるようになった。

これを受けて、2002年、委員会は国立図書館に対して、各図書館のコンソーシアムへの関心、資金調達の可能性、必要な電子資料についてのアンケート調査を命じた。回答率は42%で、1館を除いては自己資金によるコンソーシアムへの参加に興味があることがわかった。この結果を受け、資料を選定する評価委員会と導入モデルを検討する管理委員会が立ち上げられた。

計画をすすめるため、国立図書館は、費用効果があり、信頼ができ、使いやすい電子資料を少なくとも2種類提供できる館種横断型の図書館コンソーシアムを立ち上げる6か月間のプロジェクト費用を措置することにした。

評価委員会は調査結果にもとづいて、多くの図書館の希望を満たす初期導入電子資料として、次の主題を選んだ。

- ・ニュージーランドの新聞
- ・一般/ビジネス, 健康 (消費者の側から見た)
- ・一般参考図書 (辞書, 百科事典など)
- ・一般科学

これに基づき、EBSCOとGaleのデータベースを導入することにし、何万件もの伝記、ニュースサービス、写真、図なども含めたフルテキストが約16,000タイトル利用可能となった。ニュージーランドの郷土資料、新聞、雑誌や伝記、参考図書が豊富な点で際立っている。ほかに、参考書誌、企業情報、健康・医学雑誌、歴史、文学、論争、女性学、学術雑誌などの電子資料が用意されている。なお、EBSCOの提供する資料には利用者数の制限はない。Galeは、各データベースにつき同時アクセス20人という制限がある。ユーザー認証は、図書館またはベンダーの管理により、IPアドレス方式でもID・パスワード方式でもどちらでも良い。

費用負担の原案は、各種図書館の代表からなるPER:NA実行委員会 (The PER:NA Steering Committee) のサブチームが作成した。館種や規模に応じて、公正で、受け入れ易く、小規模図書館にも魅力的で、加盟館になることによる利益があり、価格体系がわかりやすいこと、PER:NAの管理費用も含むことを原則とした。

図書館はコンソーシアムに参加しなくても、国立図書館のウェブサイトを通じて電子資料を利用できるが、コンソーシアムに参加した場合より、利用できる資料の範囲に制限がある。各図書館は、国立図書館と共同購入することにより、国民ひとりひとりにきめの細かいサービスを提供するという意義ある活動に貢献し、知的社会に役に立つ機関であることを示すことができる。コンソーシアムに参加すれば、すべての資料にアクセスでき、契約の範囲内で各図書館の利用者の二

ズに応じたカスタマイズができ、カレントアウェアネスサービスに利用したり、目録に取り込んだりできる。また、ベンダーから必要な研修、技術的サポートなどを受けることができる。学校図書館については、教育省が1年目の費用負担をするため、すべての学校で費用負担なしに電子資料が利用できる。提供予定の電子資料は、パッケージとなっており、一部の資料のみの利用権利を負担する、といった形での参加はできない。ただし、利用可能な電子資料を図書館が利用者に提供しないことはできる。

国立図書館は、ベンダーやコンソーシアムに参加している図書館との契約を処理する役割を果たしている。しばらくは、EPICの運営に協力する予定である。

コンソーシアムメンバーの共同負担により、あらゆる館種の図書館が、委員会が選定した豊富な電子資料をすべて利用できる、ということにより、国民ひとりひとりの電子情報へのアクセスを確保しようというニュージーランドの取り組みは、興味深い。予備調査の段階では、学校図書館など小規模な図書館では、希望するコンテンツをアンケートに記入する以前に、電子資料に対する知識や情報が乏しいといった図書館もあった。また、電子情報を提供するためのホームページをもたない図書館もあった。そういった図書館も含めて、電子資料に関する情報の提供や紹介といった活動を行いながら、全国規模での電子資料の共同購入という事業を調査・企画し、2002年の予備調査から短期間で実現させた実行力と熱意は敬服に値する。国民の知的活動の向上に寄与したニュージーランドの国立図書館および図書館関係者の活動に学ぶべき点は多い。

この度、名称を改めて実行段階に移ったEPICのウェブサイトは、衣替えされた。各図書館が組織内やマスコミに広報するためのノウハウ、資料をダウンロードできるページが用意され、ポスター、ロゴマークなども取得できる。今後の発展および活動に注目したい。

(関西館資料部文献提供課：柴田^{しばた}容子)

Ref. EPIC. EPIC-Electronic Purchasing In Collaboration. (online), available from <<http://www.epic.org.nz/nl/epic.html>>, (accessed 2004-05-11).

PER:NA. EPIC - Electronic Purchasing In Collaboration. (online), available from <<http://www.perna.org.nz/nl/perna.html>>, (accessed 2004-04-23).

Te Puna Strategic Advisory Committee. (online), available from <<http://subscribers.natlib.govt.nz/contact/advisory.htm>>, (accessed 2004-04-15).

National Library of New Zealand. "A digital strategy for the National Library of New Zealand (December 2003)". (online), available from <<http://www.natlib.govt.nz/en/whatsnew/4digitalstrategy.html>>, (accessed 2004-04-17).

石附実ほか編. オーストラリア・ニュージーランドの教育. 東京, 東信堂, 2001, 247p.

CA1525

公共図書館における電子本の導入

昨年来、新聞紙上をはじめ各種メディアで電子本、いわゆる“ebook”の特集をよく目にするようになった。国内では電機大手の松下電器、ソニーが電子本市場へ新規参入、昨年11月には電子出版コンテンツの配信、レンタルを行うオンライン電子出版事業会社「パブリッシングリンク」が設立された。また今年に入って相次いで読書専用端末が発売されたことも大きな話題となっている。電子ペーパーの技術革新や急速に普及するネットワーク環境もあいまって、一躍脚光を浴び始めた感のある電子本市場だが、2000年にも同じような盛り上がりを見せたことがある。米の人気小説家ステーブン・キングが最新作を電子本で発売、これがネットワークを一時不通にさせるほどの大反響となった。日本国内でも大手出版社らが次々と電子本業界に参入、「これからは電子本の時代！」とばかりに期待されたが、結局のところ、その後もそれほど世間には受け入れられていない。今回は期待どおりの華々しい躍進を遂げられるのか、大いに注目されるところだ。

既に学術・大学図書館では電子メディアの導入が一般化している。電子本ベンダーも市場としての図書館を重視しており、既存の電子本パッケージも学術図書館向けのもが多く見られる。一方、電子メディアの導入に関してはやや出遅れた感のある公共図書館にとっても、近年、電子本の台頭は無視できない存在となりつつある。国内外の公共図書館での電子本導入例をいくつか紹介しよう。

1. リッチモンド図書館の導入事例

ロンドンのリッチモンド図書館では国民のネットワーク (People's Network ; CA1500参照) の支援を受け、OCLC netLibraryおよびSafari Technical Books Onlineの電子本パッケージを導入、2003年3月より本格的にサービスを開始した。利用者は、自館のPCから電子本にアクセスできるほか、自宅など遠隔地からもアクセスできる。

netLibraryで提供されているのは、図書館の購入分であるビジネス、IT、ネットワーク関連、コミュニケーション、マネージメント、医学、心理学、法律といった分野およそ350タイトル (閲覧可、貸出可) と、netLibraryのフリーコレクションとして歴史、文学の古典作品3,000タイトル (閲覧可、貸出不可)。netLibraryでは紙の出版物同様、電子本を1冊ずつ購入する形式をとっており、貸出システムも従来の図書館システムに倣って、ひとつの電子本は一度に一人しか利用することができない。複数ユーザーに同時に提供したい場合は、図書館は同じ電子本を複数購入する必要がある。ここでは貸出期間が24時間 (冊数無制限)

に設定されており、貸し出された電子本は24時間後には自動的に返却扱いとなる。

一方、Safari Technical Books OnlineではIT関連分野、およそ250タイトルが提供されている。Safari Technical Books OnlineはIT、プログラミングといった分野で世界的シェアを誇るオライリー社とピアソン・テクノロジー・グループの共同出資によって開始されたため、ここで提供される多くが紙の出版物に先立って利用可能なのが特徴的である。Safariは同時アクセス数とタイトル数を基本とした価格設定となっており、契約の範囲内でタイトル変更および複数ユーザーの同時アクセスが可能だ。netLibraryのような貸出システムは持っていない。

netLibrary、Safari Technical Books Onlineとも、閲覧する際はオンライン上での常時接続が必要となるが、netLibraryでは購入した電子本については、MARC 21フォーマットのMARCレコードが提供されるので、自館のウェブOPACにそのMARCレコードを反映させることによって、利用者は直接電子本を検索、アクセスすることもできる。

2. エセックス図書館の導入事例

同じく英国のエセックス図書館ではOverDriveの電子本パッケージを導入、携帯情報端末(PDA)の利用を中心とした電子本のサービスモデルが試行されている。これはライブラリコンソーシアムであるCo-Eastとラフバラ大学がレイザー財団からの資金提供を受け、2003年4月から2004年3月までの1年間の予定で実施しているプロジェクトで、公共図書館における電子本の導入、維持管理のためのガイドラインの策定を目的としている。

当プロジェクトではOverDriveのほか、ebraryの電子本パッケージも導入予定だが、現時点ではOverDriveの電子本のみ、およそ230タイトルが閲覧可能となっている。ここでは文学作品を中心にミステリー、サスペンス、サイエンスフィクション、ファンタジー、スリラーといった分野がPalm Readerフォーマット、Adobe Readerフォーマットのいずれか(もしくは両方)で提供されている。OverDriveのシステムも、netLibrary同様、従来の図書館システムに倣っており、ひとつの電子本は一度に一人しか利用することができない。利用者は3冊まで、21日間貸出を受ける(=自分のPCやPDAにダウンロードする)ことができる。貸出期限が過ぎるとPC上にダウンロードしたファイルが開かなくなり、これをもって返却されたこととなる。またOverDriveのシステムは閲覧、貸出ともにPCへのダウンロードが基本なので、閲覧時にオンライン上での常時接続は必要としない。

一方、ebraryはオンライン上での閲覧となる。OverDrive、ebraryともnetLibrary同様、購入・契約した電子本については、MARC 21フォーマットのMARC

レコードが提供される。

エセックス図書館ではebraryの“general interest”コレクション全2,500タイトルの提供を予定しているが、ラフバラ大学による2003年6月第1四半期レポートによると、ebraryのマルチユーザモデルのアクセス数の算定方法が米国マーケットを中心とした設計であったため、英国の公共図書館モデルに当てはまらず懸案となったとある。結局どのような解決を経たのか、その他、プロジェクトの最終報告が待たれるところである。

3. 国内の導入事例

国内では、北海道の岩見沢市立図書館が2002年に、石川県のいしかわシティカレッジデジタルライブラリーが2003年7月にイーブックイニシアティブジャパンと提携して、電子本の貸出サービスを開始している。岩見沢市立図書館では電子化された岩波文庫の作品を館内PCで閲覧可能であり、いしかわシティカレッジデジタルライブラリーでは東洋文庫や岩波文庫など約600冊が閲覧できる。

イーブックイニシアティブジャパンが提供する貸出システムは、電子本を1冊ずつ図書館が購入する方式ではなく、作品数や予想される閲覧者数を元に算出された年額料金を同社に支払うシステムとなっている。同社は実際の閲覧回数に応じた各作品の使用料を出版社や著作権者に配分することだ。

最近の出版不況で、出版業界からは図書館でのベストセラー本の大量購入や無料貸出の是非について異議が唱えられているが、同社システムの運用形態は今後、著作権保護や利用に応じた課金制度といった問題を考える上でも興味深い材料といえる。

おわりに

このほか米国でもクリーブランド公共図書館(E047参照)をはじめ、多くの公共図書館で電子本サービスの試行、本格運用が開始されている。

急速に発展するネットワーク情報社会にあって、電子情報資源の組織化、提供は図書館の新たな役割のひとつと位置づけられている。電子本の導入によって、図書館は書庫スペース、劣化、盗難、遅延問題から解放され、利用者は遠隔地からの24時間アクセスの実現、全文検索、横断検索、ハイパーリンクの利用といった電子本の特性である多様な情報検索が可能となる...というのは電子本ベンダーの受け売りだが、電子本サービスが図書館、利用者双方にとって有益なサービス形態のひとつであることには間違いのないだろう。ただ、実際のところ電子本業界は未だ発展途上であり、乱立するフォーマットの統一等、広く一般に定着するには解決すべき課題が数多くある。一方、図書館も限られた予算、限られた人的資源のなかで幅広い利用者層に対応しなければならない。電子本サービスの有用性は認識しつつも、まだ利用者ニーズ、導入効果がつかみ

きれないというのが現状のようだ。同じ電子メディアである「電子ジャーナル」と共通する課題も多い。

電子本サービスに関しては、まだこれといった包括的な評価や分析結果が出されていない。今後電子本市場がどう発展をし、どう図書館に影響を与えてくるのか。先陣を切って電子本サービスを開始した各図書館、各プロジェクトの結果報告を待つとともに、引き続き今後の動向を見守りたい。

ひき たけい こ
(総務部情報システム課：足田恵子)

Ref. Garrod, Penny. Ebooks in UK libraries: Where are we now? *Ariadne*. (37), 2003. (online), available from <<http://www.ariadne.ac.uk/issue37/garrod/>>, (accessed 2004-04-16).

E-book and E-audio Services in Richmond. (online), available from <<http://www.richmond.gov.uk/depts/opps/eal/leisure/libraries/pn/ebooks/default.htm>>, (accessed 2004-04-16).

netLibrary: The world's leading provider of eBooks. (online), available from <<http://www.netlibrary.com/>>, (accessed 2004-04-16).

Safari TECH BOOKS ONLINE. (online), available from <<http://proquest.safaribooksonline.com/>>, (accessed 2004-04-16).

Electronic books in public libraries. (online), available from <<http://www.lboro.ac.uk/departments/dis/disresearch/e-booksinpublib/Secondquarterlyreport.pdf>>, (accessed 2004-04-16).

Essex County eBook Catalog. (online), available from <<http://essex.bookaisle.com/>>, (accessed 2004-04-16).

OVERDRIVE Inc. (online), available from <<http://www.overdrive.com/>>, (accessed 2004-04-16).

ebrary: Where Content and Technology Unite. (online), available from <<http://www.ebrary.com/>>, (accessed 2004-04-16).

ebraryは、ランダムハウス、ピアソン、マグロー・ヒルから出資を受けて、1999年に設立された有限会社。一般教養、ビジネス・経済、コンピュータ、人文科学、自然科学分野の図書等約4万冊をデータベース化して、オンラインで図書館、学会等に提供している。

宇田川信生ほか. eBook 最新事情：電子書籍ビジネスの「離陸」へ向けて意気盛んな日本、図書館・学術機関のeBook利用に「次」を模索する欧米。Kinokuniya e-Alertレポート. (オンライン), 入手先<<http://ealert.kinokuniya.co.jp/kinoentry.html>>, (参照2004-04-16).

イーブックイニシアティブジャパン. (オンライン), 入手先<<http://www.ebookjapan.co.jp/>>, (参照2004-04-16).

北海道岩見沢市立図書館で岩波文庫の電子書籍を導入：市の光ファイバー網を使って市民向けに閲覧サービス。INTERNET Watch. (オンライン), 入手先<<http://www.watch.impress.co.jp/internet/www/article/2002/0514/iwa.htm>>, (参照2004-04-16).

CA1526

動向レビュー

LibQUAL+™の展開と図書館サービスの品質評価

はじめに

近年、行政評価の進展などを背景として、図書館サービスの評価への関心が急速に高まるとともに、新たな評価手法への取り組みが行われるようになってきた。そうした取り組みの一つに、顧客の視点からのサービス品質評価がある。

本稿では、現在、国際的な規模で展開されているLibQUAL+™ (CA1404参照)の手法を紹介し、図書館のサービス品質の測定手法をめぐる今後の課題と展望について整理したい。

1. サービス品質評価とSERVQUAL

「サービス品質」の概念はマーケティング研究の成果に基づくものである。マーケティング研究では、サービスにおける非有形性(サービスは行動あるいは行為であるため、かたちとして捉えにくい)、不可分性(サービスでは生産と消費が同時に発生し、買い手もサービスの生産過程に参加しパフォーマンスと品質の決定に関与する)という特性から、サービスの品質は「サービスの卓越性」についての顧客の判断に基づいて把握することが相応しいと考えられてきた。

サービスの質を測定する指標のひとつに、1980年代半ばにパラシュラマン(A. Parasuraman)、ザイタムル(Valarie A. Zeithaml)、ベリー(Leonard L. Berry)によって開発されたSERVQUALがある。SERVQUALは、顧客のサービスに対する期待と実際に受けたサービスに対する判断(以下、これを「認知」という)を測定することによってサービス品質の把握を行うもので、公共・非営利分野を含めた数多くのサービス領域で活用されてきた。パラシュラマンらは、複数の業種の顧客に対して行ったフォーカスグループ・インタビューの分析からサービスの良し悪しに関する顧客の判断基準を抽出したうえで、それぞれの判断基準に対応する質問項目をまとめたアンケート調査を実施し、そのデータの多変量解析(主として、探索的因子分析および相関係数の分析)によって質問項目の絞り込みを行った。この結果から最終的に、有形性(tangibles)、信頼性(reliability)、応答性(responsiveness)、保証性(assurance)、共感性(empathy)という五つの局面(dimension)とそれらに対応する22項目の質問によるSERVQUALがまとめられた⁽¹⁾。

2. LibQUAL+™

2.1 LibQUAL+™の概要

1990年代に入り 図書館サービスの分野にSERVQUALを適用する試みが行われるようになった。初期の調査においては、図書館サービスに向けた若干の表現の手

直しは別として、SERVQUALの局面構成と質問項目はそのままにする方式がとられた。しかし次第に、これらの調査結果の分析からSERVQUALの5局面が大学図書館のサービスの品質を捉えきれていない可能性が報告されるようになった。このため、SERVQUALを基にしつつも、図書館サービスに適合する局面と質問項目の設定を前提とした調査研究が進められるようになった。その一つにLibQUAL+™があげられる。

LibQUAL+™は、テキサスA&M大学の研究チームおよび研究図書館協会 (Association of Research Libraries: ARL) が、米国教育省 (U. S. Department of Education) の高等教育改善基金 (Fund for the Improvement of Post-Secondary Education: FIPSE) の資金援助を受けて行っている、図書館サービスの品質評価に関するプロジェクトである。このプロジェクトは、ARLの新尺度イニシアチブ (New Measures Initiative) の一つとして1999年に開始された。

LibQUAL+™の調査は、大規模なデータ収集を前提として、ウェブ方式 (電子メールで案内を行い、記入はウェブページで受ける方式) で行われる。これまでの調査は、2000年に12機関 (ARL加盟機関のみ)、2001年に43機関 (ARL加盟機関以外の研究機関、私立単科大学、健康科学図書館を含む)、2002年に164機関 (OhioLink、スミソニアン研究所・ニューヨーク公共図書館の研究図書館部門を含む)、2003年に308機関 (米国だけでなく、英国、カナダ、オランダの機関も対象、その中には英国国立・大学図書館協会 (Society of College, National & University Libraries: SCONUL) も含む) の参加を得て実施され、次第に規模が拡大され国際的な広がりを持つに至っている⁽²⁾。

2.2 LibQUAL+™の局面と質問項目

LibQUAL+™の開発は、調査、分析、修正 (再設計) の繰り返しを通して行われてきた。このため、調査の対象となる局面とそれに対応する質問項目は、調査の都度、場合によってはかなり大幅に変更されてきた。

最初の調査に先立って、クック (Colleen Cook) とトンプソン (Bruce Thompson) は、テキサスA&M大学図書館が1995年、1997年、1999年に実施したSERVQUAL調査のデータを用いて主成分分析を行い、そこからサービスの姿勢 (affect of service; SERVQUALの保証性、応答性、共感性が融合)、信頼性、有形性の3因子を抽出した⁽³⁾。また、クックとヒース (Fred M. Heath) は、ARL加盟機関の図書館利用者60名に対する質的調査 (インタビュー調査) を実施し、そこからSERVQUALに追加すべき局面として、「場所としての図書館」、「コレクションへのアクセスの容易さ」、「セルフ・リライアンス (利用者が自分だけの力で図書館を利用できるよう条件が整えられていること)」の三つを取り出した⁽⁴⁾。

これらの結果を受け、2000年の調査では、SERVQUAL

の22項目に「場所としての図書館」(9項目)、「コレクションとアクセス」(10項目)を追加した41項目が用いられた。その分析の結果、追加の2局面の妥当性が示されたとし⁽⁵⁾、続く2001年調査では56項目の質問項目が設定された。

2002年の調査では、質問項目が25項目と大幅に減少する。項目の削減は、2001年データの認知値を用いた主成分分析により、先の質的調査から得られた局面に適合する25項目を選び出す方法で行われた。この結果、「サービス姿勢」、「場所としての図書館」、「パーソナル・コントロール (電子的情報環境において手助けなしに情報アクセスを行える環境の提供)」、「情報アクセス」の4局面が設定されることになった⁽⁶⁾。

2002年には25項目による調査が、2003年には22項目の調査が実施され、最終的に「サービスの姿勢」、「場所としての図書館」、「情報のコントロール」(範囲、適時性、利便性、探索の容易さ、最新の設備)の3局面が確認されたとされる⁽⁷⁾。

2.3 評価の基準

LibQUAL+™の最大の特徴は、「異なる図書館間およびサービス設定において共通に使用でき、比較のための基準 (norm) を提供できる調査ツールの開発」を目指した点にある。SERVQUALでは、各組織における顧客の期待値 (最低限受入可能なレベル、望ましいレベルの2つ) と認知値を比較することによって、サービスの適切さや卓越性、ニーズへの適合度の測定を行うのであるが、LibQUAL+™ではこれに加えて、組織間の比較を行うための基準値を算出し評価に使用する。

2002年のデータをもとにした資料では、個人単位の基準値 (individual norms) と機関単位の基準値 (institutional norms) の2種類が示されている⁽⁸⁾。個人単位の基準値とは、各調査対象館の平均値が全回答者中のどの程度にあたるかを示すものであり、機関単位の基準値とは各調査対象館の平均値が全調査対象機関のどの程度にあたるかを示すものである。基準値としては、認知値と2種類のギャップ値 (サービスの適切さ = 認知値から最低限の期待値を引いた値、サービスの卓越性 = 認知値から望ましい期待値を引いた値) が用意されている。また、適切な比較を行えるよう、基準値は全体についてだけでなく、同等のグループ (peer group; 例えば、ARL加盟機関のみ)、あるいはサブグループ (例えば、ARL加盟機関の教員のみ) ごとにも算出されている。

2.4 e-QUAL: 電子図書館サービスの評価

LibQUAL+™の一環として、2003年からは、FIPSEと全米科学財団 (National Science Foundation: NSF) からの資金援助を受け、電子図書館サービスの品質評価への取り組み「e-QUAL」が開始されている。e-QUALの基本的な目的は、NSFの全米科学電子図書館

(National Science Digital Library : NSDL) に関連し、学生の学習を充実させるための電子図書館のサービス品質評価プロセスを整備することにある⁽⁹⁾。

これまでに、図書館が仲介して行うサービスと、利用者が自分自身で行う情報探索環境を含めたサービス提供空間全体を明らかにするための、質的な分析作業が行われてきた。具体的には、学習のための電子図書館の評価活動に取り組んでいる数学分野のMath Forum、MERLOT(Multimedia Educational Resource for Learning and Online Teaching)のサービス内容の分析や、地球科学分野のDLESE(Digital Library for Earth System Education)、MERLOTの利用者に対するフォーカスグループ・インタビューなどである。

なお、さまざまな電子図書館におけるかなり大規模でより多様な利用者に対応するには、より単純な回答フォーマットが必要であるとして、e-QUALにおける今後の利用者アンケートでは、認知値のみを収集することが予定されている。

3. サービス品質評価の課題と展望

3.1 LibQUAL+™の拡大の要因

今後の図書館のサービス品質評価を考えるうえで、LibQUAL+™の展開プロセスは示唆的である。特に、飛躍的ともいふべき規模の拡大要因を検討しておくべきであろう。主たる要因としては、クックらが述べているように、個々の図書館においては頑健性と安定性を備えたサーバーや、データの集計と分析を行うためのスキルや専門知識の確保が難しいことから、容易に参加できるプロジェクトが魅力的であることがあげられる⁽¹⁰⁾。また、テキサスA&M大学チームにおける、質的分析のリンカーン(Yvonna S. Lincoln)、教育心理統計のトンプソンという権威ある専門家の存在がポジティブな影響を与えたことも考えられよう。さらに、もう一つの要因として想定されるのは、図書館運営に関連する全国基準等において数量的規定が用いられなくなる傾向が強まっているなかで、図書館の現場はわかりやすい評価手法を求めているのではないかという点である。

3.2 サービス品質評価のあり方

ハーノン(Peter Hernon)らは、それぞれの図書館における期待は異なるので比較には意味がないと基準値の設定を否定し、それぞれの図書館の期待に合わせたオーダー・メイド方式の調査を提唱した⁽¹¹⁾。図書館や利用者の属性による期待の異なりについてはクックやトンプソンらも認めており、基準値は同等のグループで活用すべきことを強調している。しかし、基準値は各局面単位に設定されるにとどまっており、個々の図書館の経営にどれだけ活用できるかは不明である。また、サービス評価の目的から離れて、各館の数値や基準値から得られる順位値が一人歩きしてしまう危険も考えられる。

2002年の調査では、期待値についてはサンプルの半数からしか収集されておらず、前述したように今後のe-QUALでは認知値のみの収集が予定されている。サービスに対する期待値は、必ずしも認知値と同様に変動するものではなく、そこに生じるギャップ値の幅や期待値そのものの高さが経営戦略の選択に重要な情報を提供するという点こそが、SERVQUALの出発点であった。この点については、今後さらなる議論が必要であろう。

また、局面や質問項目の設定といった点では、LibQUAL+™が図書館のサービス品質の全体を捉えているか疑問が残る。この点については、永田、佐藤による調査分析の結果⁽¹²⁾を参照されたい。

おわりに

利用者があってはじめて図書館サービスは成り立つのであるから、サービスの向上には顧客の視点による評価が不可欠である。これまでに用いられてきた、蔵書冊数、受入冊数などのインプット指標や、貸出冊数などのアウトプット指標による評価は、提供者側の視点に立つものであり、限られた一面しか伝えない。サービス品質評価は、これまでは看過されてきた側面に光をあてるものである。ただし、サービス品質を含め個々の評価手法から得られる指標は、ジグソー・パズルの破片のようなものに過ぎない。状況を的確に把握するためには、さまざまな手法あるいは指標を多面的に組み合わせることが必要なのである。LibQUAL+™を契機に、さまざまな評価手法およびその活用への関心と理解がより一層高まることを期待したい。

(三重大学人文学部：佐藤義則^{さとうよしのり})

- (1) Parasuraman, A. et al. SERVQUAL: a multiple-item scale for measuring consumer perceptions of service quality. *Journal of Retailing*. 64(1), 1988, 12-40.
- (2) Cook, C. et al. "Developing a National Science Digital Library (NSDL) LibQUAL+™ Protocol: An E-service for Assessing the Library of the 21st Century". LibQUAL+™. (online), available from <http://www.libqual.org/documents/admin/NSDL_workshop_web.pdf>, (accessed 2004-04-15).
- (3) Cook, C. et al. Reliability and validity of SERVQUAL scores used to evaluate perceptions of library service quality. *Journal of Academic Librarianship*. 26(4), 2000, 248-258.
- (4) Cook, C. et al. Users' perceptions of library service quality: a LibQUAL+ qualitative study. *Library Trends*. 49(4), 2001, 548-584.
- (5) Cook, C. et al. Psychometric properties of scores from the web-based LibQUAL+ study of perceptions of library service quality. *Library Trends*. 49(4), 2001, 585-604.
- (6) Cook, C. A Mixed-methods Approach to the Identification and Measurement of Academic Library Service Quality Constructs: LibQUAL+™. *Graduate Studies of*

- Texas A&M University, 2001, 341p. Ph. D. available from University Microfilms International, Order no. 3020024.
- (7) Hipps, K. et al. Library Users Assess Service Quality with LibQUAL+™ and e-QUAL. ARL Bimonthly Report. (230/231), 2003, 8-10. (online), available from <http://www.arl.org/newsltr/230/libqual.html>, (accessed 2004-05-05).
- (8) Thompson, B. LibQUAL+™ Score Norms. (online), available from <http://www.coe.tamu.edu/bthompson/libq2002.htm>, (accessed 2004-05-05).
- (9) Cook, C. et al. 前掲 (2).
- (10) Cook, C. et al. LibQUAL+™: preliminary results from 2002. Performance Measurement and Metrics. 4(1), 2003, 38-47.
- (11) Hernon, P. et al. Methods for measuring service quality in university libraries in New Zealand. Journal of Academic Librarianship. 22(5), 1996, 387-391. ; Hernon, P. et al. Service quality : a concept not fully explored. Library Trends. 49(4), 2001, 687-708. ; Nitecki, D. et al. Measuring service quality at Yale University's Libraries. Journal of Academic Librarianship. 26(4), 2000, 259-273.
- (12) 佐藤義則ほか. 図書館サービスの品質測定について: SE RVQUALの問題を中心に. 日本図書館情報学会誌. 49(1), 2003, 1-14. ; 佐藤義則ほか. 大学図書館の「サービス品質」評価を構成する局面. 情報メディア学会誌. 2(1), 2003, 1-15. ; 永田治樹. “大学図書館の経営計画と「顧客評価」”. 図書館の経営評価. 東京, 勉誠出版, 2003, 29-47.

CA1527

動向レビュー

DSpaceをめぐる動向

はじめに

DSpaceとは、マサチューセッツ工科大学 (Massachusetts Institute of Technology: MIT) 図書館とヒューレット・パカード (Hewlett-Packard: HP) 研究所が共同で開発した、デジタル学術資料を対象とする機関リポジトリ・システムである⁽¹⁾。このシステムは、誰でもダウンロードして利用できる⁽²⁾オープンBSDライセンス⁽³⁾の下に公開されており、多数の研究機関がこれをダウンロードしている⁽⁴⁾。その多くは自機関でDSpaceが使えるか評価するためであろうが、DSpaceのようなシステムに対する大きなニーズが存在しているのは明らかである。

本稿では、DSpaceの開発・導入プロジェクト、システムとしてのDSpaceの特徴、および、DSpace連盟 (DSpace Federation) やMIT以外の機関での事例を中心とした最近の動向などを簡単に紹介する。なお、DSpaceのインターフェイス、機能などシステム面の詳細については今回触れていない。

1. DSpaceプロジェクト

2000年3月にMIT図書館とHP研究所が共同開発に調印し、HPよりDSpace構築に18か月間180万ドルの助成がなされた。これは、invest@MIT⁽⁵⁾と呼ばれるMIT-HP連合(MIT-HP Alliance)のプロジェクトのひとつに位置づけられている。開発期間は、当初12か月と見積もられていたが、実際は2002年11月4日に公式に公開されるまで2年以上を要している。

DSpaceの開発は、MITへの導入と並行して調整をとりながら進められた。このため、DSpaceはMITの使命⁽⁶⁾、ニーズ⁽⁷⁾、文化などを反映したシステムとなっている。例えば、「コミュニティごとのポリシー⁽⁸⁾管理が可能なシステム」は、リポジトリへ研究成果を投稿できる資格、査読の有無など、投稿手続に対する考え方が、MIT内の学部、研究所、センターなどの組織 (DSpaceではコミュニティと呼ぶ) ごとに異なっていることを反映したものであろう。

プロジェクトの段階にあったDSpaceをMIT図書館の通常業務のひとつに組み込み、維持発展させるために、MIT図書館はDSpace事業計画作成に取り組んだ。まず、アンドリュー・メロン財団の助成金を得て2名の事業戦略家 (ビジネス・ストラテジスト) を採用し、続いて図書館の主要部門の代表者による移行計画グループを結成した。この両者の協力により、財政的な裏づけのある正式な事業計画が作成⁽⁹⁾された。

この事業計画の中で、MITコミュニティに無料で提供する「コア・サービス」と有料の「プレミアム・サービス」が提案されている。コア・サービスは、教員自身によるDSpaceへの投稿・閲覧に関するサービス、および、バックアップなどの基本的な運用に関わるサービスである。一方、プレミアム・サービスには図書館員の手を煩わすもの、例えば、メタデータの作成、サポート外のデジタルデータの変換作業、あるいは規格外の大容量の成果物を蓄積する場合などがある。

また、MIT図書館の組織変更が提案され、新たにDSpace専従のスタッフ2名の職位⁽¹⁰⁾が新設された。この人件費と運用費、機器類などに年間約28.5万ドル (人件費に約22万ドル) の経費が算出されている。もちろん、他の機関でDSpaceを運用する場合は、運用方法、リポジトリの規模 (DSpaceはPCでも稼動するスケーラブルなシステム)、人件費などにより金額は異なってくる。

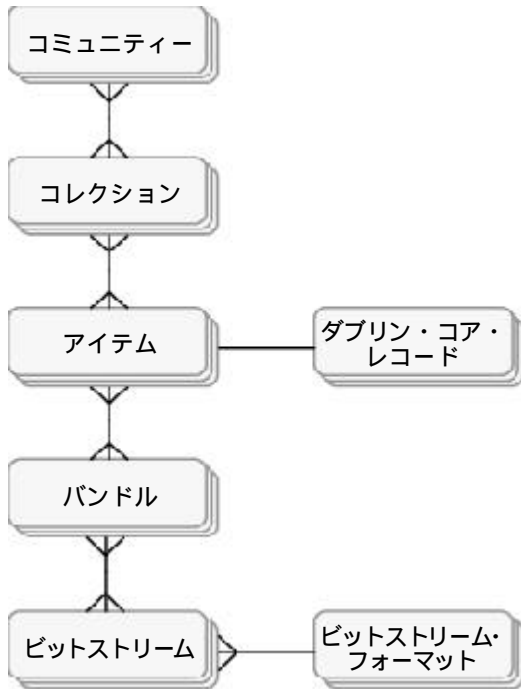
2. DSpaceシステム

ソフトウェアとしてのDSpaceの特徴を以下に簡単に紹介する。

2.1 データモデル

DSpace内に蓄積されるデータの編成は図1のとおりである。DSpaceサイトの最大の管理単位は、研究所、学部などのコミュニティである。各コミュニティの内部に、コンテンツの種類や研究領域などにより種々

図1 データモデル図



出典：Tansley(2003)

のコレクションを作成できる。その中の各々のコンテンツがアイテムである。これがデポジトリに蓄積されるデータの基本的な単位となり、限定子付ダブリン・コアのメタデータ・レコードが付与される。なお、このメタデータの必須フィールドは、タイトル、言語、投稿日の3フィールドのみで、その他のフィールドは全てオプションとなっている。

アイテムはさらにビットストリーム（ビット列：普通のコンピュータ・ファイル）を集めたバンドルに分かれる。バンドルとは、例えばHTMLファイル（ビットストリーム）と画像ファイル（ビットストリーム）で構成されたHTMLドキュメント（バンドル）のよ

うに、ビットストリームを束ねた（ひとつでも可）単位である。

各々のビットストリームには、必ずひとつのビットストリーム・フォーマットが対応する。これはファイル拡張子より詳細⁽¹¹⁾な、保存のための重要な情報でありOAIS(Open Archival Information System; CA 1489参照)⁽¹²⁾の概念を適用したものである。

さらに、このビットストリーム・フォーマットにはサポート (Supported)、既知 (Known)、非サポート (Unsupported)の3段階のサポートレベルを設定する。デジタル・ファイルの長期間の保存では、ソフトウェア、ハードウェアの陳腐化に伴う利用可能性の維持が問題になる。このサポートレベルは、各々の機関がデジタル・ファイルのフォーマットごとに、将来にわたり如何にサポートしていくかのレベルである。MITの定義では次のようになっている。

サポート：将来も（変換やエミュレーションを用い）

利用可能を表明しているフォーマット。

既知：フォーマットは認識されているが、ビット列の保存のみで将来の利用を保障していない。

サポートにレベルを上げるべく情報収集を行うフォーマット。

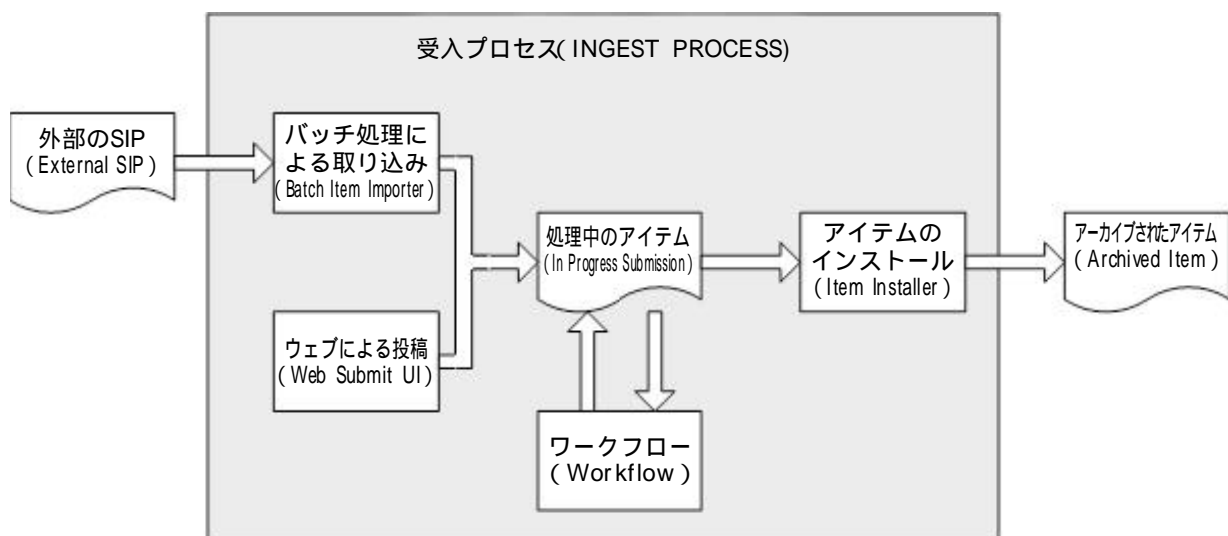
非サポート：フォーマットが未知。ビット列の保存のみとするフォーマット。

2.2 受入 (Ingest) プロセス

DSpaceはOAISの影響から、データの取り込み、および、取り込んだ情報をリポジトリへ格納する機能・サービスにIngestという単語をあてている。

データの取り込みには2つの方法がある。外部からSIP(Submission Information Package)⁽¹³⁾をバッチ処理で取り込む方法と、教員、研究者が自らウェブインターフェイスを用いてメタデータとデジタルデータを投稿する方法である。

図2 受入プロセス



出典：Tansley(2003)

図2の中の「ワークフロー」は、投稿されたSIPをリポジトリに保管する前に行う、査読、メタデータ修正、承認などのフィルタリング作業である。このフィルタリングの定義、分担などはコミュニティごとに設定できる。また、コミュニティの各メンバーは、DSpace管理者により e-people として登録され、その属性に応じて然るべき権限が与えられる。

2.3 その他の特徴

DSpaceは採用機関のみならず、他の機関リポジトリやプレプリント・サーバなどの相互運用性を実現するために、OAI-PMH(Open Archives Initiative Protocol for Metadata Harvesting; CA1513参照)を実装している。このソフトウェアには、OCLCが作成したオープンソース・ソフトウェアのOAI-Cat⁽¹⁴⁾が採用されている。なお、メタデータはアイテムの限定子付きダブリン・コアから限定子を削り、シンプル・ダブリン・コアに変換したものを使用している。

また、リポジトリにアーカイブされたアイテムの長期間にわたるアクセスが有効となるよう、永続的識別子としてCNRI (Corporation for National Research Initiatives) のHANDLE SYSTEM⁽¹⁵⁾を実装している。これは出版社向けのDOI(CA1481参照)と同様の考え方で、サーバ名などが変化してもアイテムへのアクセスを保障しようというものである。

DSpaceはUNIX上で稼動するJavaで書かれたシステムであり、他のオープンソースのミドルウェアやツールを積極的に採り入れて構成されている。リレーショナル・データベースにPostgreSQL⁽¹⁶⁾、JavaサーブレットエンジンにはTomcat、索引化のための検索エンジンにはLucene⁽¹⁷⁾、そして上述したOCLCのOAI-Catなどを使用している。これらのコンポーネントやライブラリも全てオープンソース・ソフトウェアである。

2004年4月末にDSpace Version 1.2がリリースの予定である。現行Version 1.1との主な変更点は：サブ・コミュニティのサポート、コミュニティに「管理権限」を付与、バッチ入出力に使用するメタデータ(XML)のMETS⁽¹⁸⁾サポート、アイテムの全文検索(現在はアイテムのメタデータのみが検索対象)、アイテムのサムネイル画像の表示、などである。

3. 他機関でのDSpace

DSpaceはプロジェクトの段階から、オープンソースのシステムとして他の機関へも積極的に普及させようとの意図があった。その理由として以下の諸点が挙げられている。

- ・研究の最先端をいく世界中の大学の知的生産物による重要なコンテンツ集大成を作成するため。
- ・オープンソース・コミュニティによるDSpaceサービスの継続的な開発を促進するため。
- ・学術リポジトリの相互運用性と学術的研究成果の長期保存を促進するため。

実際にオープンソースのDSpaceを基に様々な機関がソフトウェアの追加、変更を行っている。代表例に英国エジンバラ大学の電子学位論文プロジェクト“Thesis Alive!”⁽¹⁹⁾があり、学位論文用のオープンソース・ソフトウェアがDSpaceの追加モジュールの形で構築、公開されている。

中でもケンブリッジ大学(英国)⁽²⁰⁾、トロント大学(カナダ)、コロンビア大学、コーネル大学、ロチェスター大学、オハイオ大学、ワシントン大学(以上米国)はMITと協力関係を結び、DSpace連盟を立ち上げた。ここでは、以下に挙げる課題に取り組んでいる。

- ・他機関のシステムを首尾よく導入するには、どうすればよいか。
- ・どの程度のローカライズ、カスタマイズが必要となるか。
- ・機関のデジタルコレクションを活用するためには、どのようなサービスを用意し、実装すべきか。
- ・DSpace連盟の組織は、どのような体制(コンソーシアム、新たな会員制組織、あるいは、非公式で緩やかな協力関係など)にすればよいか。また、その組織はMIT内部組織か、他のメンバー機関の組織か、あるいは完全に独立した組織とするか。

こうした取り組みを通じて、DSpace導入のノウハウを蓄積し、他機関においてもより精練されたシステムとして受け入れられることが期待されている。

4. DSpaceの最近の動向

2004年3月10、11日にMITで初のDSpaceユーザ会が開催された。本稿執筆時には未だウェブサイトに掲載されていないが、メーリングリスト⁽²¹⁾に流れていた会議のサマリーを紹介する。

- ・DSpaceは機関リポジトリのみならず、電子学位論文リポジトリ、教材リポジトリ、電子ジャーナルリポジトリなどに採用されている。このようなコンテンツに適したアプリケーションが作れるよう、より一層モジュール化したDSpace Version 2.0のアーキテクチャが承認された。
- ・DSpace連盟をオープンにし、誰でも参加できるように変更する。プログラムの正式開発者(committersと呼ばれている)や、評価者、ドキュメント作成など様々な分野で協力者を求めていく方針である。
- ・MIT、HPの外部に、W3C⁽²²⁾などのオープンソース・ソフトウェア団体のような管理組織を作る計画を開始した。
- ・機関リポジトリの諸問題に対処するためのコミュニティをDSpaceユーザであるか否かを問わず形成する。
- ・DSpaceの特定領域グループ(Special Interest Group: SIG)を立ち上げる。現在リストアップされているSIGは、機関リポジトリ、電子学位論文リポジトリ、教育教材リポジトリ、レコード管

理システムと出版システムの各グループである。おわりに

DSpaceはUnicode対応のソフトウェアである。しかし、実際にダウンロードして試してみると、画面の日本語化は単純ではないし、日本語の索引検索(Lucene)の不具合⁽²³⁾も経験した。画面の日本語化(国際化)については、スマートな方法がメーリングリストに提案されている⁽²⁴⁾が、実装されるまで時間がかかりそうだ。

誰かがソフトウェアの改良をしてくれるのを待つのではなく、必要な改良点があれば自ら積極的に参加し修正するのが、本来のオープンソース・ソフトウェアへの関わり方であろうが、業務の片手間にやるには荷が重い作業である。

システム以外の面でも、機関リポジトリを構築するには課題が多い。例えば、機関内でのオーサライズ、協力者の募集、広報、リポジトリに蓄積されるコンテンツの知的財産権の問題⁽²⁵⁾などの課題がある。また、運用の面では、ポリシー作成やメタデータのチェック者としての図書館、図書館員の関わり方、また、システムの運営・維持体制などの課題がある。

解決すべき点は多いが、MITをはじめ世界中の英知を集めて進化しているDSpaceが魅力的なシステムであることは間違いない。

(早稲田大学図書館：しょうじまさゆき 荘司雅之)

(以下に記載したURLは2004年4月10日に存在を確認した。)

- (1) MIT図書館は「機関リポジトリ」について「一大学、あるいは、複数の大学等からなるコミュニティーの知的生産物を記録し保存するデジタルコレクション」というSPARCの定義を採用している。<http://www.arl.org/sparc/IR/IR_Guide.html>
- (2) Source Forge からダウンロード可能。<<http://sourceforge.net/projects/dspace/>>
- (3) 再頒布の際は著作権表示を行なうことのみを条件とした極めて制限の緩いライセンス。<<http://www.opensource.org/licenses/bsd-license.php>>
これに対し、EPrints(サウサンプトン大学が作成したDSpaceと同様のオープンソースのオンラインアーカイブ・ソフトウェア。<<http://software.eprints.org/>>)は、再頒布者が、変更の有無を問わず再頒布される人にもコピーし変更を加える自由を要求するGNU General Public License(GPL)を採用している。<<http://www.gnu.org/copyleft/copyleft.html>>
- (4) 2002年11月4日の公開から2,3か月の間に約1,500件のダウンロードがあった。
- (5) MITとHPの間で2000年8月に調印された1999年11月から5年間のデジタル技術の共同研究を行うためのパートナーシップ。HPは、総額2,500万ドルの助成を表明している。<<http://www.hpl.hp.com/mit/>>
- (6) MITのミッションステートメント中の“generating, disseminating and preserving knowledge”を指す。<<http://web.mit.edu/mission.html>>
- (7) デジタルで生み出された論文、データセットなどのMIT

の知的成果物を格納する基盤作成と、広い読者層に対し長期間にわたるアクセスを可能とすることが、MITのニーズから抽出されたDSpaceの元来の目的。

- (8) 投稿資格者の規定などの方針。DSpaceは、デジタル資料の収集、管理、索引化および配布のためのシステム(ツール、プラットフォーム)であり、機関がどう使用するか、使用者は誰か、何をデジタル資料の対象とするか、どのくらい保存するか等々の問題は、システムを採用する各組織で決めるべき「ポリシー」上の問題だとしている。MIT図書館は、システムとポリシーの違いを明確にするため、ポリシーを一般に公開している。<<http://libraries.mit.edu/dspace-mit/mit/policies/index.html>>
- (9) Barton, Mary R. et al. Building a Business Plan for DSpace, MIT Libraries' Digital Institutional Repository. Journal of Digital Information. 4(2), 2003. (online), available from <<http://jodi.ecs.soton.ac.uk/Articles/v04/i02/Barton/>>, (accessed 2004-04-10).
- (10) 役職名はDSpace User Support ManagerとDSpace Systems Manager。
- (11) 例えば拡張子“doc”だけではMS Wordのどのバージョンのファイルであるか分からない。
- (12) 国立国会図書館。“3 OAIS参照モデル”.電子情報保存に係る調査研究報告書.国立国会図書館, 2003, 24-39. (online), available from <http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/preservation_02_01.html>, (accessed 2004-04-10).
- (13) OAISで使用されている用語。情報のProducerからOAISに送られるXMLメタデータファイルとコンテンツからなる情報パッケージ。
- (14) OAI Cat. <<http://www.oclc.org/research/software/oai/cat.htm>>
- (15) HANDLE SYSTEM. <<http://www.handle.net/>>
- (16) PostgreSQL. <<http://www.postgresql.org/>>
- (17) TomcatとLucene. <<http://jakarta.apache.org/>>
- (18) METS. <<http://www.loc.gov/standards/mets/>>
- (19) Thesis Alive!はJISC(CA1501参照)の助成を受けエジンバラ大学が進めている電子学位論文プロジェクト。<http://www.thesesalive.ac.uk/dsp_home.shtml>
- (20) Cambridge-MIT Institute, 英国政府や企業が助成している団体。<<http://www.cambridge-mit.org/cgi-bin/default.pl>>
- (21) DSpace General Discussion List, DSpace Announcement List, DSpace Technology Listの3種類のメーリングリストがある。<<http://www.dspace.org/feedback/mailing.html>>
- (22) The World Wide Web Consortium. <<http://www.w3.org/>>
- (23) CJK Tokenizer.javaなどを組み込む必要がある。
- (24) DSpace Technology Listの次のメール参照
Tansley, Robert. “RE: Multilanguage support”. dspace-tech.(mailing list), available from <http://sourceforge.net/mailarchive/forum.php?thread_id=4113646&forum_id=13580>, (accessed 2004-04-10).
- (25) 知的財産権に関してはDSpaceにアクセス制限の機能がある。DSpace at MITにMIT Pressの絶版になった資料が保管されているが、メタデータはOAI-PMHのハーベスティングなどで入手できる一方、資料そのものには「認証」が求められる。

Ref. MIT's DSpace Experience: A Case Study. (online), available from <<http://www.dspace.org/implement/case-study.pdf>>, (accessed 2004-04-10).

Smith, MacKenzie et al. DSpace: An Open Source Dynamic Digital Repository. D-Lib Magazine. 9(1), 2003. (online), available from <<http://www.dlib.org/dlib/january03/smith/01smith.html>>, (accessed 2004-04-10).

Tansley, Robert et al. DSpace System Documentation: DSpace Version: 1.1.1, 29-Aug-2003. (online), available from <<http://prdownloads.sourceforge.net/dspace/dspace-docs-1.1.1-1.zip?download>>, (accessed 2004-04-10).

CA1528

研究文献レビュー

図書館と著作権問題

1. はじめに

2001年12月、文化審議会著作権分科会から審議経過の概要が公表された。同分科会情報小委員会は権利制限の見直しを討議し、特に教育目的の利用と図書館における利用についてはワーキンググループを設けて検討を進めてきた。その検討結果が盛り込まれたものである。本稿ではまずはこれを起点としたい。委員会での検討状況については、文化審議会著作権分科会の審議経過の報告、および議事録でその審議状況を知ることができる⁽¹⁾。

審議において整理された論点は、その後法制問題小委員会で検討され、「法改正を行う方向とすべき事項」「『意思表示』システム等により対応すべき事項」「引き続き関係者間の協議が行われる事項」として整理し直された⁽²⁾。法改正を行うべきとされた内容のうち、教育目的の利用に関しては、2003年6月、児童生徒等による複製、遠隔授業における教材等の送信などについての改正法が成立した。一方、図書館における利用に係る事項で法改正を行う方向が適当とされたものは、図書館資料保存のための媒体変換、映画の著作物の上映、貸出補償金の3点であった。このうち先の2点はすでに法案作成段階に入っているが、貸出補償金、すなわち公共貸与権（以下、公貸権）の問題については、関係者間の合意が十分に形成されていない等の事情から、方向性の決定にとどまり、具体的な制度のあり方については継続協議とされ、現在も議論が続けられている⁽³⁾。

継続協議とされた事項はおおむね複製に関わるもので、公衆の用に供するコピー機での私的複製、図書館等による複製物のファックス送信、商業目的での複製、複製補償金、録音資料の作成、がある。このうちファックス送信については、いったん関係者間の合意が形成されたにも関わらず法改正に至らず、継続協議とされた点は興味深い⁽⁴⁾。

これらの状況を踏まえ、本稿では、第一に現在も継続協議中である文献複写（ファックス送信を含む）、第二に公貸権に関する論議の動向を探り、第三に、第一、第二の課題とも関連する問題として著作権集中管理機構を取り上げる。第四に、大きな関心が寄せられている電子資料と著作権に関する研究動向を概観し、最後に、障害者サービスと著作権の課題を取り上げる。

概観するにあたっては、著作権分科会の審議経過の概要が公表されるに至る2001年以降の国内文献で、図書館と著作権の問題を扱っている文献のうち、図書館情報学研究者や図書館職員等の図書館関係者の手にな

る著書、雑誌論文を中心にした。ただし必要に応じて、図書館関係者以外の文献で図書館関係の雑誌に掲載されたもの等も取り上げた。

図書館関連雑誌における著作権の取り扱いを全体として見たときにまず特徴的なのは、先の審議経過の概要に関連した特集が『図書館雑誌』はじめ各誌で組まれていることである⁽⁵⁾。特に『図書館雑誌』が2002年の5月と6月と連続して著作権をテーマとした⁽⁶⁾ところから、関心の強さと同時に問題の多様さが窺われる。同年、第88回全国図書館大会が群馬で開催され、著作権関連のシンポジウムが企画されるとともに、はじめて著作権分科会が設置されたことでも、著作権問題が広く図書館界で注目された年だったといえる⁽⁷⁾。

こうした図書館界における著作権問題について国内の動向をレビューした先行研究として、山本の論考をあげることができる。電子情報通信技術の影響という視点からの幅広い考察である⁽⁸⁾。しかし参照文献として取り上げられているものはごく限定的であった。以下、前述の5つの観点から研究動向を概観する⁽⁹⁾。

2. 文献複写

(1) 紙媒体資料の館内複写に関わる問題

図書館における複写問題が顕在化したのは、大学図書館にセルフサービスの複写機が導入されるようになった頃からである。大学図書館における複写については1991年の日本複写権センターの発足以来、そのあり方についての協議が続けられてきた。その主な論点は、このようなコピーが著作権法第31条で認められている複製に該当するかどうかにあった。協議のポイントおよび現時点における大学図書館側の取組みについては、国公私立大学図書館協力委員会のホームページで概略をつかんでおきたい⁽¹⁰⁾。昨今の動向としては、2002年1月の「大学図書館における文献複写に関する実務要項」⁽¹¹⁾合意とそれを受けての「著作権問題Q & A」の改訂⁽¹²⁾、そして著作権思想普及運動の展開が主なところである。黒澤はこの協議結果を「現実的で運用可能な方法として評価できる」としている⁽¹³⁾。しかしながら「Q & A」に記されている回答は両論併記的なものも多く残されており、現実起こっている問題に対して単純明快な回答を示したものというわけではない。実際の運用にはまだ相当な難しさがあると思われる。

複写の問題に対しては、著作権管理システムの整備の必要性を指摘する論考も多数見られる。そのような指摘の背景には、館外コピーの現状に加え、図書館における著作権法第31条遵守状況把握についても実際には図書館における格差があり、遵守されていない実態もあるとの指摘がみられる⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾。

複写の問題は主に大学図書館や専門図書館において主要な関心事として取り上げられてきたのであるが、近年公共図書館においても、図書館に対する関心が高まりを見せる中、他館種同様の複写の問題が顕在化し

てきている。なかでも著作権法第31条に基づくのではなく、同法第30条に基づく私的コピーとして処理する市立図書館の事例が議論を呼び、著作権者からの批判⁽¹⁶⁾のみならず、図書館関係者からも、図書館と著作権者との信頼関係を壊しかねないものとの懸念が表明されている⁽¹⁷⁾。

また複写の分量すなわち「一部分」の解釈をめくって、百科事典の一項目や雑誌記事の一論文をひとつの著作物とみなしその半分までしか複写できないとする法解釈の、実態との乖離を指摘するものもある⁽¹⁸⁾。複写目的である「調査研究」の範囲について、営利、非営利をどのように切り分けるのか、切り分けることが合理的なのかといった論議については「大学図書館著作権問題ワークショップ」に詳しい⁽¹⁹⁾。一方、複写機による館内コピーの問題を一足飛びにこえて、小型スキャナなどによるパソコンへの取り込みといった状況もある⁽²⁰⁾。

一方、学校図書館と著作権の問題については森田が継続的に取り上げているが⁽²¹⁾、以前から広く指摘されてきた「学習者」による複製問題は、冒頭でも触れたように平成15年度の著作権法改正によって、第35条の複製の主体に「授業を受けるもの」も含まれたことにより一定の解決をみたといえる。しかしながら、構内LANでの教材共同利用等、解決すべき課題はまだ多く残されている⁽²²⁾。

(2) ドキュメント・デリバリーに関わる問題

一館のみでは、過去および現在、未来にわたって創作されるすべての資料を収集し、利用者に提供することはできない。利用者の求めに応じた資料提供を実現するために、いまや図書館協力は不可欠の要素となっている。

しかしながらファックスによる文献の送付は、公衆送信権に権利制限がかけられていないことや、発信者の手元に複製物が残ることなどを理由に、図書館サービスとして利用できないとされてきた。しかしグローバルILLによって海外とも文献のやりとりをする時代を迎え、こうした取り決めの不合理を指摘する声も大きくなってきた。権利者との協議において、個人へ直接送信せず、図書館間のやりとりに限定することなど、一定の条件のもとに「利用者からの求めに応じて、図書館が利用者の代理人として他の図書館に図書館資料の複製を依頼した場合に、当該図書館間でファクシミリ等による公衆送信を行うことを権利制限の対象に加える法改正を支持すること」⁽²³⁾についての合意が得られ、法制問題小委員会に報告されるという経緯があったことが知られているが⁽²⁴⁾、最終的な法改正には至っていない。この理由について岡本は、著作権分科会の整理した関係者間協議事項に含まれていなかったという手続き上の問題や、「代理人」を図書館に限定することへの疑念などを挙げている⁽²⁵⁾。最近の関心はむしろ

る電子的手段を用いた個別利用者への直接的な文献提供に向かっており、館内複写の問題とあわせて補償金制度との関係のもとに、権利処理の観点から論じられる傾向にある。これについては5で扱う。

3. 公貸権

公貸権問題は、公共図書館における大量複本購入が書籍販売に負の影響を与えているとの指摘が著者や出版関係者から上がったことから、公共図書館の本来的役割に対する問いかけとともに、活発化したものである。2003年1月の著作権分科会審議経過報告によれば、「映画の著作物」同様の補償金の導入に関して、審議会では基本的な反対はなかったという。ただし導入方法について当事者双方ともに検討が必要ということで見解が一致したことから、その時点でただちに法改正の手続きに入ることは見送られた⁽²⁶⁾⁽²⁷⁾。

例えば三田は一連の論考を通して、作家の立場から公共貸与権の導入を求めている⁽²⁸⁾。これに対して図書館側からは、権利者の利益がどの程度損なわれているかの実態が不明である、現段階では図書館数や資料費の点において先進国とはいえない、などの点からの反対表明がみられる⁽²⁹⁾。この間、権利者どうしが一堂に会して議論をたたかわせる場も設けられ⁽³⁰⁾、徐々にではあるが双方の抱える状況についての理解の溝を埋める努力が払われたものの、双方ともに正確な実態にもとづく論議ではなく、感覚的な噛み合わない論議になっていることは明白であった。そうした閉塞状況に突破口を見出すことを目的として、2003年に実態調査が実施された。ここには、複本数等の実データのほか、このデータを受けての図書館員、作家等関係者からの意見等も掲載されており、当事者の具体的な意見を反映した貴重な資料といえる⁽³¹⁾。

国内の実態を把握する動きの一方で、海外の補償金制度を調査する動きもあった。この問題については南や前田が諸外国の公貸権制度を幅広く比較検討している⁽³²⁾⁽³³⁾。南は別稿でも、諸外国では、対象となる図書館、書籍の分野や言語によるかなり限定的な権利であること、さらにその補償額の算定方法などから考えて、その制度の導入スタイルをイギリス型、ニュージーランド型、北欧型、ドイツ型の4つに分類できることを指摘している⁽³⁴⁾。このうちドイツの状況については、ほかに寺倉の論考がある。寺倉は補償金を公費負担するというドイツのシステムは、著作物使用の対価というよりも、むしろ文化振興からの一種の助成金と捉える見方もあることに触れ、概念整理の必要性を指摘している⁽³⁵⁾。

根本はこれらの一連の考察を手際よく整理している。特に、文芸書の実態をさらに細区分し、貸出最上位のやや下あたりに位置する文芸書の売上に図書館の貸出しの与える影響が小さくないとの指摘は興味深い⁽³⁶⁾。公貸権問題については幅広い議論と文化振興、文化政

策としての取組みが必要であることが、前田、根本らによって指摘されている⁽³⁷⁾。

4. 電子資料と著作権

図書館と著作権の問題を考えると、電子資料とそれ以外の資料とを分けて考えることは必ずしも適切とはいえない。しかし電子資料をひとつの切り口とする取り上げ方はしばしば見受けられることから、本稿でも別項目を立てた。

著作権という観点からみた図書館における電子資料と図書館活動との関係については、北が詳細に検討している⁽³⁸⁾。その中で現在関心の高い問題のひとつは、電子ジャーナルのプリントアウトやファックス、およびILLであろう。この問題についての契約による解決に一定の評価を与えつつも、力関係で決定されてしまうあり方への土屋の警告は注目に値しよう⁽³⁹⁾。

資料のデジタル化については個別権利処理を行う方向で各事業がすでに進められており、2001年以降デジタル化と著作権を扱ったものは多くはない。国立情報学研究所の著作権処理モデル⁽⁴⁰⁾、奈良先端科学技術大学院大学電子図書館の権利処理プロセス⁽⁴¹⁾を紹介した文献が見られる程度である。その中で、国立国会図書館が「近代デジタルライブラリー」構築のために実施した明治期刊行図書等の著作権調査について述べた文献は、その過程がつぶさに報告されており興味深い⁽⁴²⁾。

また目新しいところでは、権利者側からの問題提起という形で新聞記事の電子化と著作権問題を取り上げたもの⁽⁴³⁾、部分的ではあるが中国電子図書館の著作権処理の問題点を取り上げたもの⁽⁴⁴⁾がある。

インターネット上の情報資源と著作権の問題については、山本が一般利用者の立場からみた視点を示している⁽⁴⁵⁾ほか、デジタルミレニアム著作権法後の米国の動向を報告している⁽⁴⁶⁾。

データベースの法的保護についても見ておきたい。長塚が海外の動向を紹介するとともに、わが国の今後のありかたについて提起している⁽⁴⁷⁾。

5. 著作権集中管理機構⁽⁴⁸⁾

現在、複写権の権利処理機関は国内に3つ(日本複写権センター、学術著作権システム、日本著作出版権管理システム)あり、その混乱ぶりについては数多くの報告がある。松下が3機関の許諾システムの全体像を平明に記している⁽⁴⁹⁾ほか、三浦が問題の所在を概観している⁽⁵⁰⁾。特に企業図書館等をメンバーにかかえる専門図書館系の雑誌でこの問題は頻繁に取り上げられ⁽⁵¹⁾、利用者・図書館側の多くが権利処理機関の一本化を要望している⁽⁵²⁾。国公立大学図書館協力委員会主催のシンポジウムのパネル討議中、土屋も、簡便な許諾システムの必要性について指摘する一方、現在の日本複写権センターがそれを担うに不十分であることを指摘している⁽⁵³⁾。この問題に対する図書館側からの要望・意見やそれに対する権利処理機関側からの回答

について、INFOSTAのホームページも見ておくべきであろう⁽⁵⁴⁾。

複写権の権利処理についての海外の実践も見逃せない。長塚はフランスの法定集中管理について⁽⁵⁵⁾、山岡はドイツのsubitoにおける著作権処理の現状について⁽⁵⁶⁾、山下は世界の複写権処理機構の概要について⁽⁵⁷⁾、報告している。

6. 障害者サービスと著作権

障害者サービスと著作権については、録音図書の作成が著作権法第37条により認められている図書館(点字図書館等)以外の公共図書館等においても、権利者の許諾を得ずにできるように法改正の要望が提出されていたが、法制問題小委員会では「簡便な許諾契約システム」や「事前の意思表示システム」等の構築による当事者間解決が示唆された⁽⁵⁸⁾。これに関しては、文芸作品に限定されるものではあるが、2004年4月、日本図書館協会と日本文藝家協会との間で「公共図書館等における音訳資料作成の一括許諾に関する協定書」が取り交わされ、運用にあたって双方が順守すべき事項を定めた「障害者用音訳資料利用ガイドライン」が作成された⁽⁵⁹⁾。しかし問題はそれだけではないことを、梅田が著作権法第37条の対象となる障害者の範囲を中心に指摘しており⁽⁶⁰⁾、さらに佐藤が大学図書館における問題点を指摘している⁽⁶¹⁾。ほかに障害者の情報アクセス権の保障に関する国際レベルでの取り組みについて、問題点と要求内容が整理されている⁽⁶²⁾。

7. おわりに

以上、約3年にわたる国内文献についてみてきたが、最後に著作権問題から図書館の役割について考察している文献をいくつか取り上げて終わりにしたい。岡本は著作権問題のほとんどが契約マインドによって解決可能と断じる⁽⁶³⁾。すなわち図書館の役割は契約の中で個別に位置づけられるとするのである。他方、山本は図書館の役割の公共性は法による著作権の制限を可能とする合理的理由となりうることを主張している⁽⁶⁴⁾。抛って立つところはまったく異なる両者であるが、双方に一致しているのは、ステークホルダーどうしがその主張をはっきりと表明して解決すべきであるとしている点である。名和は電子資料の世界における著作権についてではあるが、権利者の側の主張と図書館側の主張を「デジタルは違う」と「デジタルでも同じ」と対比してみせ、もし図書館が自らの主張を通すことができなければ「デジタルは違う」とする論に屈することになる、とする⁽⁶⁵⁾。こうした権利者と利用者間の対立はまた、法と契約の守備範囲についての揺れもたらす。名和はさらに近著において、現行の著作権制度はやがて行き詰まり、複数の著作権制度が競合する「二重標準の時代」が到来するとの見解を示している⁽⁶⁶⁾。糸賀の指摘からも窺われるように⁽⁶⁷⁾、こうした揺れが図書館関係者の中にも見られることが問題をいっ

そう見えにくくしていると思われる。大きな課題といえるだろう。

むらかみやすこ
(梅花女子大学文化表現学部：村上泰子)

(1) 文化審議会著作権分科会. 文化審議会著作権分科会審議経過の概要. 平成13年12月. (オンライン), 入手先 <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/011201.htm>, (参照2004-05-04).

また、それ以降の著作権分科会における審議の状況についても著作権分科会のホームページで見ることができる。文部科学省. 審議会情報(文化審議会). (オンライン), 入手先 <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/index.htm>, (参照2004-05-04).

特に、「審議経過の概要」における当事者間の協議の場を設ける必要があるとの指摘を受けて、「図書館等における著作物等の利用に関する検討」の会が設けられ、その検討の結果が、2002年9月27日の著作権分科会法制問題小委員会に提出されており、その概要を議事録から知ることができる。

これらの審議経過やそのポイントについては、以下の文献で確認できる。

日本図書館協会. 著作権の権利制限の見直しをめぐる状況について. 図書館年鑑 2003年版. 2003, 402-403.; 奥村和廣. 公共図書館の現場と著作権法の今日的課題. 図書館雑誌. 96(5), 2002, 308-309.; 糸賀雅児. 著作権をめぐる図書館ワーキング・グループ審議の問題点. 図書館雑誌. 96(6), 2002, 396-399.; 酒川玲子. 著作権の権利制限の見直しをめぐる状況 「図書館等における著作物等の利用に関する検討結果」の報告. 図書館雑誌. 97(1), 2003, 48-56.; 前園主計. 著作権に係る専門図書館の現状と問題点. 専門図書館. (188), 2001, 15-18.; 前園主計. 著作権問題の進展と専門図書館 専門図書館の立場で著作権者側と話し合いを続けてきた経過の報告. 専門図書館. (197), 2002, 21-31.; 著作権委員会. 「図書館等における著作物等の利用に関する当事者協議」の動向(報告). 専門図書館. (202), 2003, 48-50.

(2) 文化審議会著作権分科会. 文化審議会著作権分科会審議経過報告. 第1章 法制問題小委員会における審議の経過. 平成15年1月. (オンライン), 入手先 <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/030102b.htm>, (参照2004-05-04).

また、平成15年度の検討結果が次に報告されている。文化審議会著作権分科会. 文化審議会著作権分科会報告書. 第1章 法制問題小委員会. 平成16年1月. (オンライン), 入手先 <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/04011402.htm>, (参照2004-05-30).

(3) 2004年4月、文化庁は2008年を目処に公貸権を導入したい考えを示した。なお補足であるが、2004年1月の著作権分科会報告書には、書籍等の貸与についての経過措置を定めた著作権法附則第4条2項の廃止が盛り込まれている。さらに知的財産戦略本部による「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」の中にも同様の記述が見られる。直接、図書館の貸出しに関係するものではないが、日本図書館協会はこれに対し、「『公貸権』制度と混乱した議論がみられる」こと、同項の廃止が図書館事業に及ぼす影響への懸念などの意見を提出した。

(4) これらの協議については、図書館関係以外のもも含ま

- れるが、次の文献で概観できる。岡本薫. 知的財産戦略に基づく最近の動きについて. コピライト. (509), 2003, 2-25.
- (5) 2001年以降の主な特集テーマと掲載誌には次のものがある。
著作権・公貸権・図書館. 現代の図書館. 40(4), 2002, 207-253. ; 図書館サービスと著作権. 図書館界. 54(2), 2002, 51-83, 129. (これは、日本図書館研究会の第43回研究大会におけるシンポジウムの内容を特集として組んだものである。) ; 図書館・情報センターと法制度. 情報の科学と技術. 51(11), 2001, 555-590. ; 情報・メディアの活用と著作権. 学校図書館. (617), 2002, 15-31. ; 電子出版に関わる著作権. 専門図書館. (187), 2001, 1-15. ; 文献複写の著作権をめぐる問題. 薬学図書館. 47(2). 2002, 111-149. ; 著作権. 医学図書館. 50(4), 2003, 324-340. ; 著作権. 大学の図書館. 22(11), 2003, 186-194.
- (6) 特集：図書館と著作権法の今日的状況と課題. 図書館雑誌. 96(5), 2002, 298-316. ; 特集：図書館と著作権法のこれからを考える. 図書館雑誌. 96(6), 2002, 395-409.
- (7) この年のシンポジウムのテーマは「進化する図書館 - 著作権を中心とする課題と将来像を考える -」, 第10分科会(著作権)のテーマは「著作権をめぐる現状と課題」であった。さらに翌年の静岡大会の第8分科会(著作権)のテーマは「著作権をめぐる最近の動向 - 公貸権問題をを中心に -」であった。
平成14年度第88回(群馬大会)全国図書館大会記録.
平成15年度第89回(静岡大会)全国図書館大会記録.
- (8) 山本順一. 図書館と著作権. 図書館界. 53(3). 2001, 355-363.
- (9) 図書館サービスに直接関わるものを扱い、たとえば学校において授業中に使用する教材の著作権について扱ったようなものは除いた。図書館と著作権とのかわりには非常に広範囲にわたっているが、現在主に話題になっている問題を中心にレビューし、それ以外のものについては、注のなかで選択的に触れるにとどめている。たとえば音楽図書館と著作権については『MLAJ Newsletter』に数点の文献が見られるが、ここでは取り上げなかった。また、『出版ニュース』でも継続的に著作権問題が扱われているが、これも範疇外とした。なお文中、個人の敬称は略させていた。
- (10) 国公立大学図書館協力委員会. 大学図書館における著作権法と図書館の今日的課題. 図書館雑誌. 96(5), 2002, 302-304.
- (11) 国公立大学図書館協力委員会. 大学図書館における文献複写に関する実務要項. 平成15年1月30日. 3p. (オンライン), 入手先 <<http://www.soc.nii.ac.jp/anul/index.html>>, (参照2004-05-04).
- (12) 国公立大学図書館協力委員会. 大学図書館著作権検討委員会. 大学図書館における著作権問題Q&A(第3版)平成16年3月29日. 81p. (オンライン), 入手先 <<http://www.soc.nii.ac.jp/anul/index.html>>, (参照2004-05-04). 1年前の第2版(平成15年3月19日)発行時点でまだ日本複写権センターとの合意が得られていなかった「実務要綱A案」が正式に認められたことにより、それにあわせて改訂されたもの。
- (13) 黒澤節男. 図書館サービスと著作権の今日的課題. 現代の図書館. 40(4), 2002, 207-214.
- (14) 「図書館における複製がなぜ優遇されるのか」との権利者側の不公平感や図書館の社会的役割に対する認識が得られていないことがこの問題を引き起こしているとし、複写条件の図書館による格差やカウンターでのトラブルに触れている。JLA著作権問題委員会. 図書館における著作権問題の今日的状況と課題. 図書館雑誌. 96(5), 2002, 298-301.
- また、公共図書館からの問題提起ではあるが、次の文献では著作権法第31条の運用の実効性に対する疑問が提示されている。愛知県公立図書館長協議会の著作権問題についての意見. 文化審議会著作権分科会の「審議経過の概要」をめぐって. 2002年10月. 図書館年鑑. 2003年版. 2003, 403-404.
- (15) たとえば次の文献にそうした指摘が見られる。長塚真琴. 複写権の法定集中管理と図書館における複写. フランスの法と運用. 現代の図書館. 40(4), 2002, 239-247. ; 細井五. 21世紀の図書館活動と著作権問題. 著作権料請求権の実態化事業はJLAの仕事である. 図書館雑誌. 96(6). 2002, 407-409.
- (16) 松本功. 横浜市図書館は、パラサイトイブ?あるいは寄生獣? 横浜市図書館のセルフコピーと著作権法の問題について. みんなの図書館. (289), 2001, 65-73.
- (17) 前田章夫. 著作権法をめぐる最近の動向. みんなの図書館. (308). 2002, 20-26.
- (18) たとえば前掲(13)
- (19) 国公立大学図書館協力委員会. 著作権問題拡大ワーキンググループ. 「大学図書館著作権問題ワークショップ」報告. 大学図書館研究. (64), 2002, 64-71.
- (20) 阿部哲. 図書館内での資料のPC取り込みについて. 大学の図書館. 22(11), 2003, 192-194.
- (21) 森田盛行. 学校図書館と著作権. 学校図書館. (617), 2002, 15-17.
- (22) 学校図書館と著作権を扱った文献にはほかに次のものがある。
村山功. 学校図書館と著作権. 現代の図書館. 40(4), 2002, 248-253. ; 森洋三. 学校図書館メディアリテラシー. 学校図書館. (617), 2002, 18-20. ; 山本順一. インターネット利用と著作権. 学校図書館. (617), 2002, 23-25. 文献複写とは少し離れるが、遠隔教育における資料利用に対応した法改正も同時期に行われた。山本は遠隔教育プログラムの導入と著作権法との関係をアメリカの事例から考察している。山本順一. アメリカにおけるデジタル遠隔教育と著作権技術・教育・著作権協調法(TEACH Act)の検討. 学校図書館学研究. (5), 2003, 19-29.
- (23) 前掲(2) 平成13年12月の「文化審議会著作権分科会審議経過の概要」にも、複写物に限ること、ファックスによるイメージの送信に限ること、著作権法第31条1号の範囲内であること、非商業目的の調査研究に限ること、の4条件を満たすならば、図書館側の要求を容認するとの意見があったことが記録されている。
- (24) 経緯については次の文献から窺い知ることができる。南亮一. 著作権をめぐる最近の動向. 薬学図書館. 49(1), 2004, 1-8.
- またファクシミリによる送信が必要とされる理由として、病院図書館における緊急性をあげるものも見られる。田引淳子. 病院図書館と著作権. 図書館雑誌. 96(6), 2002, 403.
- (25) 前掲(4) 岡本はまた同文献において「(他の事項との関係での「取引」などもあってか)関係者間の協議は「審議会の宿題とは違うテーマに移って行ってしまったよう」だとの指摘を加えている。関連する議論に、前田、土屋、糸賀らが日本図書館研究会第43回研究大会シンポジウムにおいて複写と公貸権に関して交わしたものがある。討議：

- 図書館サービスと著作権. 図書館界. 54(2), 2002, 70-83, 129.
- (26) 前掲(2)
- (27) 映画の著作物に公貸権がすでに導入されているという論に対しては、森が、そうした主張の問題点を指摘している。森智彦. 公貸権についての考察 日本でもすでに導入されているという主張の検討. 2004年度日本図書館情報学会春季研究集会発表要綱. 青山学院大学. 2004年5月22日. 23-26.
- (28) 三田誠広. 図書館が侵す作家の権利 複本問題と公共貸与権を考える. 論座. (91), 2002, 184-191. ; 三田誠広. 図書館への私の提言. 東京, 勁草書房, 2003, 219p. (ここでの提言の内容は一貫して著作権問題である。)
- (29) 前川芳久. 図書館のこれまでの著作権論議と補償金に関わる二つの論点について. 図書館雑誌. 96(6), 2002, 404-406.
- (30) 猪瀬直樹ほか. 図書館問題をめぐる作家と図書館の大激論. 創. 32(10), 2002, 98-118. ; 著作権をめぐる最近の動向 公貸権問題を中心に. 平成15年度第89回(静岡大会)全国図書館大会記録. 静岡, 全国図書館大会実行委員会事務局, 2004. 130-141.
- (31) 日本図書館協会, 日本書籍出版協会. 公立図書館貸出実態調査2003報告書. 東京, 日本図書館協会, 日本書籍出版協会, 2004, 68p. (オンライン), 入手先 <<http://www.jla.or.jp/kasidasi.pdf>> (参照2004-05-04).
- (32) 南亮一. “付録A「公貸権」に関する考察”. 図書館サービスと著作権 改訂版(図書館員選書10). 東京, 日本図書館協会, 2003, [199]-232.
- (33) 前田章夫. 公共貸出権(Public Lending Right)について. 図書館界. 54(2), 2002, 58-65.
- (34) 南亮一. 「公貸権」に関する考察 各国における制度の比較を中心に. 現代の図書館. 40(4), 2002, 215-231.
- (35) 寺倉憲一. ドイツの図書館における著作権問題 公共貸出権を中心に. 現代の図書館. 40(4), 2002, 232-238.
またフランスにおける最近の貸出有料化導入経緯が宮本によって紹介されている。宮本孝正. 図書館での貸出有料化の問題 フランスの場合 [CA1492]. カレントアウェアネス. (276), 2003, 3-5.
- (36) 根本彰. 続・情報基盤としての図書館. 東京, 勁草書房, 2004. 199p. 第1章 ベストセラー提供と公貸権について考える. 1-56. この書籍に掲載されている引用文献リストには、公貸権に関わる国内文献が広範囲にカバーされており、公貸権について研究する際の大きな助けになる。
- (37) 前掲(33), (36) および山田奨. 著作権シンδροーム. 情報管理. 46(2), 2003, 120-122. なお2004年3月, 日本図書館協会が公表した「図書館における貸与問題についての見解」においても、「文化を担う」という観点から日本の図書館の役割に対する理解を求める見解が示された。日本図書館協会. 図書館における貸与問題についての見解. 2004年3月5日. (オンライン), 入手先 <<http://www.jla.or.jp/kenkai/taiyo.pdf>> (参照2004-05-25).
- (38) 北克一. 図書館活動, 電子資料と著作権. 図書館界. 54(2), 2002, 66-70. その後の状況をフォローしたものが次の文献にまとめられている。北克一, 村木美紀. 図書館活動と著作権法. 大阪市立大学学術情報総合センター紀要. (4), 2002, 25-36.
- (39) 国公立大学図書館協力委員会平成14年度シンポジウム企画委員会. 第2回シンポジウム「学術コンテンツ流通と著作権」報告. 大学図書館研究. (67), 2003, 76-88. 土屋は, 同シンポジウムの基調講演「学術コミュニケーションの将来と『著作権』」で、この問題に言及している。
- (40) 船渡川清. 国立情報学研究所(学術情報センター)電子図書館サービスにおける著作権処理モデル. 大学図書館研究, (60), 2001, 58-62.
- (41) 奥田正義ほか. 奈良先端科学技術大学院大学電子図書館の現状と課題. 大学図書館研究. (65), 2002, 23-34.
- (42) 関西館事業部電子図書館課. 明治期刊行図書等の著作権調査 資料電子化の舞台裏. 国立国会図書館月報. (511), 2003, 1-9.
- (43) 中田彰生. 図書館における新聞記事電子化の著作権問題. 情報の科学と技術. 53(11), 2003, 557-561.
- (44) 安藤一博. 中国の図書館と電子図書館プロジェクト 中国電子図書館プロジェクトを中心に. 情報の科学と技術. 53(12), 2003, 581-586. ; 安藤一博. 中国の電子図書館「超星数字図書館」[CA1472]. カレントアウェアネス. (273), 2002, 10-11.
- (45) 山本順一. 市民の視点からみた「インターネットと著作権」. 図書館雑誌. 96(5), 2002, 314-316.
- (46) 山本順一. デジタルミレニアム著作権法施行から2年(米国)[CA1478]. カレントアウェアネス. (274), 2002, 5-7.
- (47) 長塚隆. データベースの法的保護 ヨーロッパにおけるデータベースの新たな権利*sui generis*をめぐる最近の動き. 情報管理. 44(5), 2001, 332-341. ; 長塚隆. 連載講座: 企業活動と知的財産制度第10回: データベースの保護制度の現状と課題. 情報管理. 46(12), 2004, 816-827.
データベースの独自の権利(*sui generis right*)の導入に関しては、平成13年10月17日に日本学術会議が導入反対の声明を出している。この声明の検討状況、学術関係者からの反応については、雑誌『学術の動向』に詳しい。日本学術会議第136回総会について. 学術の動向. 6(12), 2001, 10-11. ; 声明: データベースに関して提案されている独自の権利(*sui generis right*)についての見解. 学術の動向. 6(12), 2001, 12-22. (説明と参考資料を含む。) なお、声明は日本学術会議のサイトでも入手できる。<<http://www.scj.go.jp/info/kohyo/pdf/kohyo-18-k136.pdf>> ; 江沢洋. 第136回総会声明「データベースに関して提案されている独自の権利(*sui generis right*)についての見解」をめぐって. 学術の動向. 7(3), 2002, 65. ; 国沢隆ほか. 解説: 声明: 「データベースに関して提案されている独自の権利(*sui generis right*)についての見解」. 学術の動向. 7(3), 2002, 66-69. ; 木棚照一. データベースの法的保護に関する若干の問題. 学術の動向. 7(3), 2002, 70-74. ; 矢原一郎. データベース「独自の権利(*sui generis right*)」について、もう一つの考え方. 学術の動向. 7(3), 2002, 75-77. ; 中村紀夫. 「データベースに関して提案されている独自の権利(*sui generis right*)についての見解」の紹介・内容検討と私見. 学術の動向. 7(3), 2002, 78-80.
- (48) ここでは権利処理システムの構築について技術面から取り扱ったものは除く。
- (49) 松下茂. 著作権を巡る動きについて: 特に複写権を中心に. 医学図書館. 50(2), 2003, 165-170.
- (50) 三浦勲. 外国文献複写と著作権. 情報の科学と技術. 51(11), 2001, 579-584.
- (51) 例えば次の文献がある。
三浦は利用者の立場から、3機関の鼎立状態が利用者にとっての最大の不便・不都合を生じさせていることを指摘し、この問題にINFOSTAの果たす役割を評価している。三浦勲. 文献複写の著作権問題をとりまく現状と問題点。

薬学図書館. 47(2), 2002, 114-120.

末廣はそれぞれ図書館の立場から, 3機関の混乱の原因を探り, 集中処理機構がきちんとした権利処理をする責務を果たすべきことを厳しく指摘している。末廣恒夫. 文献複写の現状と問題点. 薬学図書館. 47(2), 2002, 145-147. ; 末廣恒夫. 企業内専門図書館が直面する文献複写問題. 図書館雑誌. 96(5), 2002, 305-307.

中西は権利処理機関の立場から, より合理的なシステムの構築を追求する一方, 著作権法第31条の対象から営利目的の調査研究を除外することを提起している。中西敦男. 学著協をめぐると新しい動き. 薬学図書館. 47(2), 2002, 132-137. ; 中西敦男. 著作権法第31条問題と複写権集中処理の現状. 著作権者の立場から. 図書館雑誌. 96(5), 2002, 310-313.

金原は同じく権利処理機関の立場からの問題提起をしているが, 著作権法の規定範囲を厳しく限定する。金原優. 学術専門出版物複写利用の適正化に向けて. 薬学図書館. 47(2), 2002, 138-144.

(52) 松下茂. 切望される利用者の声を反映した著作権処理システムの確立. 薬学図書館. 48(1), 2003, 3-6. ; 松下茂. 著作権の現状と将来. 病院図書館との関わり. 病院図書館. 22(3), 2002, 128-136. ; 加藤均. 複写サービスを提供する側からみた著作権. 医学図書館. 50(4), 2003, 337-340.

(53) 前掲(39)

(54) 情報科学技術協会. (オンライン), 入手先 <<http://www.infosta.or.jp>> (参照2004-05-04). たとえばINFOSTA複写権問題対策委員会の作成した「学術情報の円滑な流通を阻害しない著作権処理システムの現実に向けたアピール」などをみることができる。

(55) 長塚真琴. 複写権の法定集中管理と図書館における複写フランスの法と運用. 現代の図書館. 40(4), 2002, 239-247.

(56) 山岡規雄. ドイツのドキュメントサプライサービスsubitoの現在[CA1484]. カレントアウェアネス. (275), 2003, 3-4.

(57) 山下邦夫. 世界の複写権処理機構. 専門図書館. (189), 2001, 62-70.

(58) 前掲(4)

(59) 松岡要. 障害者用音訳資料作成の一括許諾について. 日本文藝家協会との協定について. 図書館雑誌. 98(5), 2004, 294-297.

(60) 梅田ひろみ. 障害者の著作物利用にかかわる著作権法制限規定のあり方への提起. 障害者の情報アクセス権と著作権の調和を求めて. 図書館雑誌. 96(6), 2002, 400-402. 梅田は他稿でこの問題を著作権法だけでなく, 他の関連法とともに取り上げている。梅田ひろみ. 障害者サービスの法的根拠. 情報の科学と技術. 51(11), 2001, 585-590.

(61) 佐藤聖一. 大学図書館における障害者サービスと著作権について. 大学の図書館. 22(11), 2003, 190-192.

(62) 佐藤聖一. 「障害者の情報アクセス権と著作権問題の解決を求める声明」発表について. JLAがNGOとして国連ハイレベル政府間会合等に出席. 図書館雑誌. 97(1), 2003, 58-59. ; 全国視覚障害者情報提供施設協会ほか. 障害者の情報アクセス権と著作権問題の解決を求める声明. 2002年10月. 図書館雑誌. 97(1), 2003, 60.

(63) 岡本薫. 著作権の考え方. 東京, 岩波書店, 2003, 226p.

(64) 山本順一. 図書館と電子メディアの著作権問題について. 北海道地区大学図書館職員研究集会記録. (44), 2001, 4-11.

また次の文献も公共性を根拠とした法改正を求めている。阿部峰雄. 図書館の公共性と著作権. 図書館雑誌. 96(2),

2002, 134-136.

(65) 名和小太郎. 著作権法. (シリーズ図書館情報学のフロンティア.no.2. 図書館を支える法制度. 東京, 勉誠出版, 2002, 151p. 所収), 61-79. ; 名和小太郎. 学術情報と知的所有権. オーサシップの市場化と電子化. 東京, 東京大学出版会, 2002, 346p.

(66) 名和小太郎. デジタル著作権. 二重標準の時代へ. 東京, みすず書房, 2004, 276p.

(67) 系賀雅児. 著作権をめぐる図書館ワーキング・グループ審議の問題点. 図書館雑誌. 96(6), 2002, 396-399.

視覚障害その他の理由でこの本を活字のままでは読むことのできない人の利用に供するために, この本をもとに録音図書(音声訳), 拡大写本又は電子図書(パソコンなどを利用して読む図書)の作成を希望される方は, 国立国会図書館まで御連絡ください。
連絡先 国立国会図書館総務部総務課
住 所 〒100-8924
東京都千代田区永田町1-10-1
電話番号 03-3506-3306